

令和4年12月1日

令和4年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

令和4年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和4年12月1日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 12名

欠員 0名

傍聴 15名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司
副町長 中口守可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺田晃久
副町長 松岡裕二	兼危機管理担当課長 総務部理事	栞山信幸
教育長 古橋重和	兼財政改革部理事 総務部 企画地方創生監	寺田武司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長
財政改革部長 相馬進祐		しあわせ創造部理事
しあわせ創造部長 松井清幸		しあわせ創造部理事
都市整備部長 奥和平		都市整備部理事
教育次長兼指導課長 澤憲一		教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明                      議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和4年12月1日から12月21日（21日）

○会議録署名議員

8番 早 川 良                      9番 竹 原 伸 晃

---

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第4回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○出口 実議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。8番、早川 良君、9番、竹原伸晃君、以上の2名の方をお願いします。

---

○出口 実議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月1日から12月21日までの21日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月1日から12月21日までの21日間と決定いたしました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

初めに、本定例会では、この後の諸般の報告におきまして、辻下正純議員が永年地方自治行政に従事した功績が認められ、総務大臣感謝状を受賞されます。誠におめでとうございます。辻下議員の永年のご功績に心より敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

師走を迎え、行く年を惜しみながら新しい年に希望を馳せる時期となってまいりました。本年は新型コロナウイルス感染症患者の全数届出の見直しや水際対策の段階的な緩和など、社会経済活動の本格的な再開に向け進み始めた年でありました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や物価高騰・円安など、世界の情勢が住民生活へも多大なる影響を与え、子育て世帯や低所得者世帯・高齢者など多くの皆様が大変な思いをされました。そのような中、これまで本町では住民の皆様への命と健康・生活を守るための対策に努め、コロナ禍における新たな課題への対応にも努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染状況はまだまだ厳しい状況ではございますが、引き続き、住民に寄り添った施策を行ってまいります。

さて、本年も11月27日をもちまして、深日洲本ライナーの運航が無事終了いたしました。今年度はコロナ禍の中、6月25日から土日祝の運航ではありましたが、合計5,838人、うち自転車886台とたくさんの方にご乗船いただきました。また、乗船者のうち約15%の方がサイクルリストで広域的なサイクルツーリズムに対する高い需要が示されたところです。本事業は令和4年度から3年間の継続事業であり、今年度新たに実施したバスツアーや町内のサイクリングツアーなどの着地型・滞在型プログラムのさらなる集客拡大など、令和5年度・6年度に向け、今後も引き続き取り組んでまいります。

議会の皆様におかれましては、本事業の推進に当たり多大なるご協力を賜りましたことを心より御礼を申し上げます。今後のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてなど、補正予算についてが4件、岬町海釣り公園の指定管理者の指定についてが1件、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてが1件、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてが1件、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてが1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問についてが4件、債権の放棄の報告についてが1件、以上、議案8件、諮問4件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○出口 実議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

---

○出口 実議長 日程第3、諸般の報告についてを報告いたします。

令和4年10月24日に辻下正純君が総務大臣から感謝状を受けられましたので、伝達式を行います。

辻下 正純君は演台前にお越しく下さい。

大阪府岬町辻下正純 殿

あなたは35年以上の長きにわたり、町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

令和4年10月24日

総務大臣 寺田 稔

おめでとうございます。

(議長による感謝状授与)

○出口 実議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈がございました。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

○田代町長 感謝状

岬町議会議員 辻下正純 様

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与・貢献されました。その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和4年12月1日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

このたびはおめでとうございます。

(田代町長による感謝状、記念品贈呈)

○出口 実議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。感謝状を受けられました辻下正純君より謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

辻下正純君。

○辻下 正純議員 ただいま議長のお許しが出ましたので、貴重な時間をお借りいたしまして一言ご挨拶申し上げます。

このたび総務大臣から感謝状を頂き、また、町長からも感謝状を頂き、誠に恐縮のこととともに、大変光栄に思う次第であります。

今般、町議会議員勤続35年表彰の栄誉をいただきました。これも一重に同志議員及び理事者各位並びに関係各位のご指導と心より御礼申し上げます。今後とも変わりませず、よろしく願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶いたします。

どうもありがとうございました。

○出口 実議長 感謝状を贈呈されました辻下議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労さまでした。今後ともよりよい岬町のためによりしく願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○出口 実議長 一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び、換気をしながら行います。

また、登壇者については、発言を聞き取りやすくするため、アクリル板設置など感染防止対策を実施していることから、マスクを外した上で発言することといたします。皆様のご協力をより願います。

初めに瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきました新人議員の瀧見明彦でございます。田代町長を初め本町幹部職員の皆様、先輩議員の皆様、そしてお忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、最初に岬町の財政状況について質問をさせていただきます。

去る9月定例会にて令和3年度の決算概要を聞かせていただきました。本日はもう少し具体的に、主に実質公債費比率が示します指標及び経常収支比率の弾力性などのご説明をお願い申し上げます。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 瀧見議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度決算につきましては、去る9月定例会において概要をご説明させていただきます、ご承認いただいたところでございます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による景気の低迷など、財政を取り巻く環境は厳しい状況にありましたが、行財政改革の取組効果などにより、普通会計の実質収支は約7,200万円となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

また、普通会計ベースでの令和3年度の地方債残高は約78億7,100万円で、前年度から3億円減少するとともに、基金残高につきましても約13億9,600万円となり、前年度から

7, 400万円の増加となっております。

次に、実質公債費比率と経常収支比率に係る財政構造に関する各指標についてご説明をさせていただきます。

まず、実質公債費比率ですが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されております「健全化判断比率」の指標の一つであり、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。令和3年度の実質公債費比率は10.5となり、前年度の10.6から0.1ポイントの改善となっております。主な要因といたしましては、歳出の公債費のうち地方交付税算入額の減少幅以上に歳入の地方交付税の交付額が増加したことによるものでございます。

次に、経常収支比率ですが、人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が地方税、地方交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合をいいます。令和3年度の実質公債費比率は94.7となり、前年度の94.9から0.2ポイントの改善となっております。主な要因といたしましては、歳出の人件費や公債費の増加幅以上に歳入の町税や地方交付税が増加したことによるものでございます。

このように実質公債費比率、経常収支比率とも高い水準にあるものの、改革の効果などにより、いずれも改善の傾向にあります。地方公共団体が住民からのニーズに的確に responding していくためには、毎年度支出が必要となる人件費、公債費、扶助費の義務的経費に充てる財源に加えまして、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を一定程度確保することが重要であると考えます。今日のような社会経済変動に伴う財政環境の変化に対して適切に対応できるよう、財政構造の弾力性を確保しつつ、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 丁寧なご説明ありがとうございました。

今の答弁によりますと、実質公債費比率及び経常収支比率の両指標とも少し改善されまして、令和3年度単年度で見ると限り黒字決算を確保でき、分かりやすく簡単に申し上げれば、借金返済も少しできたよと。なおかつ貯金も少しできましたよという認識でよろしいわけですね。よく分かりました。

そうしましたら、令和3年度単年度につきましては非常に理解できましたので、次に、財政面におきまして、田代町長就任時の平成21年度以降の財政状況につきまして、どのような推移をたどっているかのご説明を引き続きお願いいたします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁させていただきます。

田代町長は平成21年10月に就任され、今年で13年目を迎えられます。世界経済を大混乱に陥らせたリーマンショックはその前年の秋に発生し、我が国の経済においても日経平均株価は大暴落を起こすなど、甚大な影響をもたらしました。

前後して、本町の地域経済におきましても、長引く景気の低迷に加えまして、既に操業停止いたしておりました関西電力多奈川発電所が平成15年に除却され、町財政に大きな影響を及ぼしたことなどを踏まえて、固定資産税について平成19年度に標準税率の1.4%に超過税率として0.3%を上乗せする超過課税の導入に踏み切った時期でもございました。こうした中、行財政改革につきましては、平成23年度には「第2次集中改革プラン」を、平成28年度には「第3次集中改革プラン」をそれぞれ策定し、改革に取り組んでまいりました。

「第3次集中改革プラン」では改革目標を「中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立」と「財政構造の弾力性の回復」の二つを掲げ、令和2年度までの5か年の目標効果額の約10億1,600万円に対して実績効果額は、ふるさと納税の追い風もありまして、約19億6,700万円と計画を大きく上回る成果を上げることができました。この間、改革の進捗状況を踏まえ、超過税率を平成25年度と平成28年度にそれぞれ0.1%を引き下げ、令和3年度からはコロナ禍における家計への負担も考慮し、超過課税を完全に解消することができました。平成21年度以降、現在に至る財政収支といたしましては、一貫して黒字決算を確保いたしております。

財政構造につきましては、平成21年度と令和3年度の比較において、実質公債費比率は21.3から10.5になり、10.8ポイントの改善、経常収支比率は98.6から94.7になり、3.9ポイントの改善となり、いずれも改善の傾向にございます。

地方債残高と基金残高につきましても、地方債残高は約94億8,700万円から約78億7,100万円になり、16億1,600万円の減少、基金残高は約8億9,300万円から約13億9,600万円になり、5億300万円の増加となっております。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 丁寧なご説明ありがとうございました。ご説明によりますと、どの指標も改善の傾向にありますが、厳しい経済環境の中、まだまだ予断は許されませんが、少し明るい兆しが見えてきているというような形をお伺いしております。いずれにいたしましても、ここまで改善されました財政部門に関わっておられる職員の皆様方のご努力に敬意を表したいと思います。

それでは、財政改革の最後の質問に、田代町長に町長就任以降の総括とこれからのご決意をお

伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

内容は、町長就任以降、これまでの総括と今後の決意についてということかと思ひます。

先ほど担当部長のほうから説明のあつた内容と多少重複する部分があるかと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

私は、平成21年10月に就任し、これまで「温かみのある町政」を念頭に、公約として「財政の立て直し」と「まちの活性化の推進」に最大限の努力を重ねてまいりました。就任の前の年には世界経済を揺るがせたリーマンショック、就任の2年後には、未曾有の東日本大震災、また近年では新型コロナウイルスの感染拡大など、社会を大きく揺るがせた出来事もありました。平成21年の就任当時は、関西電力多奈川発電所の廃止などにより地域経済が疲弊し、財政状況が一段と悪化していた時期でありました。私が町政のかじ取りを引き継いだときには、既に住民の皆様へ超過課税をお願いし、一定のご負担をいただいていた時期でもございました。この間、財政を立て直すべく行財政改革に注力し、生み出された行革の効果額により、超過税率1%当たり約8,000万円もの負担をお願いしていた超過課税について段階的に税率の引下げに努めるとともに、「まちの価値」を高める施策に取り組んでまいりました。そして、令和3年度から超過課税を完全に解消することができましたこと、これは議会の皆さん方、住民の皆さん方のご協力のおかげだと思ひております。

これまで実施してまいりました「まちの価値」を高める取組といたしまして、主なハード事業では、各小学校の耐震化と洋式トイレの改修、小学校に保育所を併設（多奈川小学校に多奈川保育所を、深日小学校に深日保育所を併設）、深日港観光案内所「さんぼるた」の整備、道の駅「みさき」の整備、防災行政無線の整備、町営緑ヶ丘住宅の建て替え、町道海岸連絡線、西畑線、美化センター連絡線、多奈川歴史街道線などの整備のほか、現在、池谷向出連絡線の整備に取り組んでおります。

次に、主なソフト事業につきましては、子ども医療助成の拡充（対象を就学前から18歳まで拡充）、地域防災計画の見直し、コミュニティバスの運行、幼稚園・保育所給食の無償化、マスコットキャラクターの製作、商工会・観光協会・シルバー人材センターへの支援などのほか、現在、深日港と洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズムや地域おこし協力隊を配置し関係人口を呼び込むとともに、令和4年度の新規施策として、町内への定住を促すために奨学金返還者に対して助成金を交付するなどの移住・定住を推進する地方創生事業に取り組んでおります。

加えて、現在のコロナ禍における家計や事業者を支援するため、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した町の独自支援策といたしまして、小中学校給食の無償化、ひとり親家庭への給付金の支給、家庭用水道料金の助成、事業者支援金の支給など、所得の低い方や子育て世帯など困難な環境に置かれている方々への支援を中心に取り組んでまいりました。

企業誘致といたしまして、多奈川地区多目的公園への誘致につきましては、既に太陽光発電事業者を含む6社が進出したことで多目的公園への誘致は完了しており、現在、関西電力多奈川発電所跡地への誘致に努めているところであります。多奈川発電所跡地につきましては、現在2社の進出が決定しておりますが、進出に伴う税収効果に加えて新たな雇用が創出されるなど、地域経済に大きなインパクトが期待されることから、引き続き、誘致活動に注力してまいりたいと考えております。

一方、本町を取り巻く課題といたしましては、人口減少・少子化に加えまして過疎対策や新たなみさき公園の整備への着手が挙げられます。人口減少・少子化への取組については、引き続き移住・定住の取組や出産育児への支援、子育て環境の整備に努めてまいります。

令和3年4月に過疎地域として指定を受けました過疎対策については、「岬町過疎地域持続的発展計画」に基づき、手厚い財政支援制度を最大限に活用しながら、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、過疎地域からの脱却を目指してまいります。

新たなみさき公園につきましては、民間活力を活かしたPFI事業として、去る9月に事業者と事業契約を締結したところでございます。町が目指す幅広い世代の皆様親しまれる公園となるよう努めてまいりたいと考えております。公園の整備により、町の活性化やにぎわいづくりに大いに寄与するものと期待をいたしております。住民の皆様のニーズに応えつつ、今後とも魅力あるまちづくりを進めていくためには、その前提として健全な財政運営が肝要と考えます。行財政改革に取り組んでいくことで持続可能な財政運営を目指してまいります。

岬町には自然豊かな海・里・山があり、住民が住みよい町であると思う理由として、「自然が豊かであること」が高く評価されております。遊休農地や里山を活用しつつ、農林水産業の担い手不足の解消や産業の活性化にも取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化は避けて通れない課題であり、財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想されますが、子ども、高齢者、障がいのある方にとっても「やさしいまち」となるような「共生のまちづくり」を進めてまいります。こうした取組を議会の皆様、住民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、協働で進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、「岬町に生まれてよかった、岬町に住んでよかった、これからも住み続け

たい」と思える魅力あるまちづくりを今後とも進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく  
お願いいたします。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 田代町長、どうもありがとうございました。これからもますますの財政改善をお  
願い申し上げまして、財政に関する質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に進みたいと思います。

最初は財政の堅い質問でしたので、次が少し柔らかい質問かということではございません。  
次もですね、町民の皆様方の生命・財産に関わる重要な質問だと私は認識しております。

本年9月に襲来いたしました台風14号についてでございますが、9月14日に発生いたしま  
した台風14号は最大勢力時、最低気圧が910ヘクトパスカル、最大風速50メートル、最大  
瞬間風速75メートルという未曾有の勢力にて日本列島に近づいてまいりました。そこで、本町  
として、この台風に対してどのような危機管理体制を取られたのかお聞かせください。よろしく  
お願いします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 それでは、瀧見議員のご質問にお答えいたします。

令和4年9月19日から翌20日にかけて本町に接近いたしました台風第14号に係る本町の  
危機管理体制についてご説明いたします。

まず、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害対策基本法第22条、または第  
23条の2により、地方自治体が地域防災計画の定めるところにより、市町村長を本部長に、市  
町村の職員を本部員とする災害対策本部を設置することができるかとされています。本町におきま  
しても当日は台風第14号の風水害における職員配備といたしまして、高潮注意報の発表により  
災害警戒本部を設置し、暴風・波浪警報の発表に伴い、これを災害対策本部へ切り替えました。  
ここで本町の災害対策組織体制及び職員の配備体制等につきましてご説明いたします。

本部長となる町長、副本部長となる副町長・教育長、本部員、本部活動員、事務局並びに岬町  
消防団団長、岬消防署長の合計44人が参集基準気象警報等に伴い自動参集することとなってお  
ります。この参集基準気象警報等につきましては、本町に高潮注意報及び気象警報等が発表され  
たとき、本町または隣接市に震度4以上の地震が発生したとき、大阪府に津波注意報が発表され  
たときと定めており、今回の台風では高潮注意報発表に伴い参集したものでございます。

なお、本部員、本部活動員は活動内容に応じて情報・記録班3人、職員動態管理班2人、現場  
活動班16人、避難所運営班12人、保健衛生班2人を構成しております。また、今回は参集し

ておりませんが、状況に応じまして一般職員からなる1号配備70人、2号配備70人に対しまして本部から参集を指示いたします。

それでは、当該台風に係る災害対策組織による活動内容につきまして、当日の時系列に従ってご説明いたします。

まずは事前準備からです。

9月16日（金）、台風の予想進路などの気象情報を収集し、台風接近に伴う各種警報の発表に備えて災害警戒本部の開設準備を行うとともに、職員の参集もあり得ることから、庁舎内放送で職員宛てに注意喚起の放送、同時に役場第2庁舎会議室で災害対策組織のために必要物品等の手配などの開設準備。9月18日（日）の午前7時12分、潮位予測を基に高潮に備えて谷川水門を閉鎖。

続きまして、1日目となる9月19日（月）でございます。

午前5時56分、高潮注意報が発表されたことに伴い災害警戒本部を設置。

午前7時40分、本部員が本町内の水門巡回に出発、淡輪、深日、多奈川の各地域に2班ずつ、計6班12名が出動。なお巡回の結果、異常は見られませんでした。

午前8時30分、避難所開設準備のため避難所運営班12名が淡輪、深日、多奈川、孝子の各小学校へ出動。

午前8時40分、町道岬海岸番川線通行止めの準備のため7名が出動。

午前8時55分、町道岬海岸番川線の閉鎖について泉南警察署及び岬消防署へ連絡。

午前9時20分、多奈川西地区へ土のう40個を設置。

午前9時30分、町道岬海岸番川線の閉鎖について防災行政無線等で広報。

午前10時、町道岬海岸番川線を閉鎖。

午前10時50分、淡輪16区へ土のう21個を設置。

午後1時、暴風・波浪警報が発表されたことに伴い災害警戒本部を災害対策本部へ切り替え。

午後1時10分、町内巡回班として6班14人で出発、多奈川・小島班に2人、淡輪班3人、孝子班2人、深日班2人、西畑・東畑班3人、北出ポンプ班2人で巡回し、異常のないことを確認。また、同時刻に避難所運営班も先に準備していた各小学校を自主避難所として開設のために本部を出発。

午後2時に4小学校を自主避難所として開設するとともに、開設した旨を防災行政無線等で広報。

午後4時10分、門扉開閉操作のために5班13人が出発、淡輪古港班3人、みさき公園班2人、深日北出班3人、深日兵庫班3人、多奈川西古港班2人が現地で操作。

午後5時、淡輪古港において高潮による内水排水のために本部長から消防団長へ、岬町消防団淡輪分団の招集及びポンプ車による排水作業を依頼。

午後9時45分、自主避難者がなかった孝子小学校避難所を閉鎖。

午後10時5分、高潮注意報解除の発表。

午後11時20分、自主避難者全員が帰宅したことに伴い、淡輪小学校避難所を閉鎖。

続きまして、2日目の9月20日（火）です。

午前0時15分、自主避難者全員が帰宅したことに伴い、深日小学校・多奈川小学校避難所を閉鎖。

午前1時10分、暴風・波浪警報が解除されたことから災害対策本部を閉鎖。

午前8時27分、谷川水門を開放。

午後1時、閉鎖していた町道岬海岸番川線の路面に高潮で打ち上げられた物の撤去などを行い、通行に支障がないことを確認できたため、通行止めを解除。

活動内容につきましては以上となります。

なお、9月19日は祝日であったため、役場の窓口業務等に影響はなく、9月20日は通常どおり業務を行っております。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

9月19日といえば敬老の日でお休みにもかかわらず、早朝の5時56分から高潮注意報が発表されたことに伴い災害警戒本部を設置され、本部長の町長をはじめ44人の幹部職員の皆様が参集されましたとのこと、また、午前1時10分に暴風波浪警報が解除され、災害対策本部を解散されるまでの約19時間に及ぶ長時間勤務を44人の皆様が行われましたことに関しましては、こちらに参加されました皆様方全てに感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまの説明にて危機管理対応の状況は理解できましたので、続きまして、台風襲来時に水門等の管理体制や消防団との連携はどのようにされたのかということのご説明をお願い申し上げます。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 水門の管理体制及び消防団との連携について、ご質問にお答えいたします。

今回の職員の配備体制は高潮注意報が発表されたことによるものであったため、先の時系列での活動内容にもありました水門の管理体制につきましてご説明いたします。

本町は沿岸部にあるため、津波注意報等が発表されれば樋門・門扉等の操作に向かう必要があります。水門は海岸法第2条第1号に規定する海岸保全施設であり、大阪府の施設となっております。そこで、岬町の区域に所在する施設で津波、高潮等による被害の発生を防止するため、大阪府と岬町との間で締結いたしました「海岸保全施設に関する管理及び操作協定書」に基づきまして、本町都市整備部が海岸保全施設の閉鎖や施設の日常点検などを行っております。

続きまして、岬町消防団との連携についてでございます。本町及び消防団を含む防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら災害に対する危機管理機能の向上に努めております。本町と消防団との連携業務につきましては、次のとおりでございます。

消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること、消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること、被災者・負傷者等の搬出・救助に関すること、これらに基づきまして今回の台風では淡輪古港における高潮による内水排水のために、本部長から消防団長に対しまして岬町消防団淡輪分団の招集及びポンプ車を使った排水作業を依頼しております。

近年の災害につきましては、これまで経験したことのないような被害をもたらすものが多発しており、常日頃の準備が重要であると認識しているところでございます。そのため、本町といたしましても災害時の体制づくりを適宜に推進・更新してまいりましたが、今後も一層の充実に努めてまいりたいと考えております。防災への取組は住民の生命、身体及び財産を災害から守るためにも重要な課題と捉えておりますので、引き続き最優先に取り組んでまいります。

○出口 実議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

史上最強クラスの台風14号の襲来にもかかわらず、大きな被害もなく、無事に乗り越えることができましたのは、危機管理体制に関わられた皆様方全員のご努力の賜物であり、また危機管理監も述べられましたように、防災への取組は町民の皆様方の生命・財産を災害から守る最重要課題であると認識しております。引き続き、たゆまない努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

○出口 実議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は、10時55分でございます。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○出口 実議長 休憩前に、引き続き一般質問を行います。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃でございます。

令和4年12月議会におきまして通告どおり一般質問をさせていただきます。指名いただきました出口議長、ありがとうございました。

今回モニターを使ってということで傍聴の皆様にも見えるように設定をしております。質問事項等を何をしゃべっているか分かるようにしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

まずもって、冒頭、大阪の景気判断ですね、どうしてもコロナの影響がまだまだ残っております。その中でどのように経済を回していくか、知事とその部局、また町の。

大阪府のほうと、また岬のほうと連携をして進めていただいている、これをしっかりと前に進めていく係を努めさせていただいておりますので、今回そういった点を中心に質問を組み立てております。

また、私のライフワークでございます12月議会においては、防災面において質問するというふうに自分の中で決めておりますので、その点においても危機管理のほうで対応をしていただければと思います。

質問は大きく二つございます。2025年大阪万博を見据えて、そして、過去からの教訓で町を災害から守ろう、2本立てでございます。

まず、最初のほう、大阪万博につきまして、去る10月24日に、私、出口議長と共に大阪府のトップセミナーというところで講義を受けてきました。内容につきましては、大阪万博のことについていろいろな取組を、現状こうなっている、こうしていくというお話を聞かさせていただきました。その中で、まず答弁をいただきたいのは、大阪・関西万博開幕まであと864日となっておりますが、内容はどのようなものと認識されているのかご答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、未来社会の実験場をコンセプトに、2025年4月13日から10月13日までの間、大阪市の夢洲で開催されます。

現時点において公式に参加を表明している国・地域は142か国、また国際機関は8機関あり、期間中の来場者数は約2,820万人を想定するなど、大阪はもとより関西を、または日本の魅力を全世界に発信する絶好の機会と期待しております。

なお、従前の万博では会場内において参加各国や企業がパビリオンを整備し、来場者が見て体感するものでしたが、大阪・関西万博は会期前より、2025年に向けて万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共につくり上げていくことを目指す新しい取組で行われる予定でございます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 担当の政策監から答弁をいただきました。実は昨日ですね、テレビを見ていると国会中継がなされており、その中で奈良県選出の自民党であります堀井 巖参議院議員が万博に向けて質問をされていました。そこで、万博担当の大臣でございます岡田大臣は、しっかりと取り組んでいく旨のご答弁をされておりました。やはり大阪・関西は盛り上がってきているが、全国的な盛り上がりはまだまだこれからだというような旨であったと思います。

そんな中、岬町は端っこでございますが、大阪府の一員でございます。その一員の岬町もしっかりと万博に関わってほしいと思っておりますが、どのような形で参画されるのか、現状の取組並びに今後の見通し等が分かれば教えてください。お願いいたします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

2025年の大阪・関西万博の開催に向け様々な取組が動き始めており、パビリオンのイメージなどがテレビ報道されることも増えてきました。このパビリオンにおきましては、大阪府と大阪市による大阪館の整備が予定されております。この大阪館の取組の中には各市町村と連携して実際に観光や訪問につながる仕掛けづくりを構築するとされ、今後、詳細について示されると聞いております。また、大阪・関西万博への参加につきましては、パビリオンへの連携だけでなく、万博会場外においても万博の理念に共有する活動なども万博参加の要素と考えられております。

例えば、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けた行動を起こしている、もしくは起こそうとしている個人や法人、団体が活動する共創チャレンジやその多様な活動を支援する共創パートナーという2種類の参加型のプログラムがございます。これらのプログラムの参加につきましては、現在、参加可能の有無について検討をしているところですが、地元大阪で開催される大阪・関西万博でもあり、本町としまし

でも積極的に参加・協力するとともに、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会や大阪府を通じて情報収集や広報活動により、万博開催に向けた機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町としても機運醸成に努めていくといったことで答弁をいただきました。私たち議会議員一人一人にしてもですね、大阪の議会議員でございますので、しっかりと情報を収集して、また、行政のほうにいろいろ意見を述べていきたいと、このように思っております。本日もこのようにネックストラップですね、万博グッズでございますし、この大きなバッジも万博グッズで買わせていただいておりますが、こういう少しの取組から、また進めていく、そういう機運を盛り上げていくことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、次の小さなポツですが、万博まで、今現在ですよ、そして半年間にわたる万博開催中、そして万博後、それは何十年にもわたる大きな影響が残ると思われます。それに町が連携・連動する専属の組織をつくっていただきたいと、このように思っております。

なぜかと申しますと、やはり大きい予算、経済効果がかなり大きい。その一部分でも持ってこれたらですね、我が岬町としてとてもウエートが大きいと、このように判断しております。どうでしょうか、役場・役所のほうで理事者側でどのように考えられているのか、ご答弁をお願ひします。

○出口 実議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

2025年の大阪・関西万博の開催まで3年を切り、機運醸成をはじめ様々な取組が動き始めてきているところであります。現在、岬町では企画地方創生課が大阪・関西万博に係る担当となり、関係する各課と情報共有を行っております。

また、大阪・関西万博の開催に向けた組織としましては、地元大阪で開催される大阪・関西万博のサポートや職員育成を目的として、大阪府下市町村では公益社団法人2025年日本国際博覧会協会への職員派遣を行う制度があり、大阪府下43市町村中20自治体が職員の派遣を行っております。そのうち町村からの職員派遣は1団体で、町村のような小規模な自治体からの職員派遣は難しいものとなっております。このことから、議員が言われます大阪・関西万博に特化した町内組織の設置につきましては現状では困難であると考えておりますが、今後の万博開催に向けての取組状況を注視するとともに、必要に応じ体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、大阪・関西万博の動向など必要な情報は公益社団法人2025年日本国際博覧会協会や大阪府を通じて入手しておりますが、田代町長が大阪府町村長会の会長職を務めております関係上、他の自治体より早く情報が入手できる状況となっております。これら情報を集約し、岬町としましても積極的に本町の魅力発信はもとより、地元大阪で開催される大阪・関西万博を応援していきたいと考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 まちづくり戦略室長からご答弁をいただきましたが、府下43自治体中20自治体の参画で職員派遣、そのうち町村からは1団体というご答弁でございました。どれだけ関わるかというのは地理的な話もあるのかなとは思いますが、やはり現場に近い自治体においてはほっとくわけにはいかないということになっているかと。

東大阪市においてはプレ万博ではないですけれども、いろいろなイベントが始まっておりまして、そして岸和田市においてもいろいろな取組で既に先行していたり、維新の首長さんが就任されているところは情報が早いのかなと思いつつながら、そうではないような、やはり最先端の情報を取りにいった、そこに我が町がどのように組み込まれるのか、いろいろな分野がございますので、そのうちの一つでも組み入れられるように情報のアンテナを立てていただいて取り組んでいただく。そして、その取り組むチームにおきましても、若い職員、岬町にも立派な方がおられます。そういう方の知恵をもって進めていただきたいと心から願うばかりでございます。

大阪万博につきましては、時期が近づいていくに沿ってですね、いろいろな話が出てくるかと思つています。我が町の新たなみさき公園とも連動する話も少しあるかと思つていますので、しっかりと取り組んでいただけますよう要望いたしまして、今回の万博に関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、二つ目のポツでございます。

過去からの教訓でまちを災害から守ろうといった表題でございますが、まず最初に、岬町の災害の特色、先ほどの瀧見議員の一般質問において、このように対応しましたと答弁されていたのが一番最たるものかと思うのですが、そのほかにもいろいろな懸案事項があると思つています。どのようなものか教えてください。

よろしくお願ひします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 岬町の災害の特色につきまして、竹原議員のご質問にお答えいたします。

本町における災害の特色につきましてご説明するに当たり、まずは本町の地理的条件、気候につきましてご説明いたします。

本町の地理的条件は、西北部一帯は带状海岸線を形成し、大阪湾に臨んで淡路島と相対しており、ヨットハーバーや人工海水浴場などの海洋レクリエーション施設、三つの漁港、自然海岸にて構成されております。西北部は和泉平野の一部をなしておりますが、その平野部の範囲は狭く、東南部は和泉山脈が南西から東北に連なり、全面積の約80%が山地で、平野に乏しい状況でございます。

本町の既成市街地は概ね漁港周辺の旧集落地と丘陵部の新興住宅地に分けられ、旧集落地は木造等の老朽家屋が多く、狭い道路も多い住商工混在地となっております。河川は和泉山脈に源を發し、大阪湾に注いでおり、2級河川が4河川あり、淡輪には番川、深日・孝子に大川があり、多奈川には西川及び東川があります。

気候は四季を通じて温和で、雨量の少ない瀬戸内式気候区に属し、年平均気温15.6℃で、夏は南南西、冬は西北西の季節風が最も吹きやすくなっております。

年間雨量は約1,260ミリメートルで、3月から6月までの春雨、梅雨時、9月の台風時に集中して降る傾向があります。

以上を踏まえまして、本町における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口の集中等の社会的条件、並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定しました結果、本町における災害は、地震・津波災害、台風時の高潮を含む風水害、土砂災害、林野火災、市街地災害といったものが挙げられます。

本町は豊かな自然に恵まれた町であります。しかしながら、自然というものは私たちに何も安全を保証してくれませんので、本町におきましては常に災害と隣り合わせで暮らしていると考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監から本町の置かれている地勢から災害の特色をお聞きしました。その中で一つピックアップしたいのは、土砂災害もあるといったことでございます。土砂災害と申しますと、一番最初に思い浮かべるのが平成23年に紀伊半島の南部、熊野地方、新宮市とか那智勝浦町で熊野川が氾濫し、多数の方々が亡くなられた、こういう大自然の地すべりに関しているような取組がされておりますが、大自然の中の災害、そしてまた静岡県熱海市において人工的に土砂を積んでいて、それが予想以上の降雨量によって崩れて災害を起こす。その人工的に土砂を動かした区域といったことが日本中で注目されるようになりましたが、私たちの町にも何となく、

ここ、危ないのではないかと思われるところが数か所ございます。私、そんなに山の中をふらふら歩くわけではないのですが、道路を通っていたら目につくところが2か所ありまして、その2か所について、これは一体どうなっているのだろうと不思議に思いましたので、今回の一般質問に取り上らせていただいております。

そのうちの1か所が孝子地区土砂仮置き？ということで、旧国道を深日ロータリーから深日ランプを乗り口を超えて、孝子方面に向かってホテルに行くまでの右側でございます、モニターを見られている方には赤色で○をしておりますが、このところ、道路から見ても孝子に向かって右手、そして孝子側から進んでみると左手に見えますブルーシートや白いシートで囲われて見えないうように、風が吹いても飛ばないように加工はされておりますが、歩道を歩いていると、どうも中の様子が気になるので見えてしまいます。見えたところを写真に撮ったらこのような状態でございます。まさに産業廃棄物ではないかというふうに思っております。

どうでしょうか、危険区域ないかという質問についてですね、法律・条例というのが岬町にはあると思います。その法律の内容について、当時の町でつくっていただいたと思いますが、一度ここでおさらいをさせていただきたいと思います。都市整備部のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、宅地造成規制法は、崖崩れ、または土砂の流出による災害発生のおそれのある区域において適用されます。区域については大阪府知事が、崖崩れなどが生じやすい区域で、農地や山林などを除いた規制区域を昭和43年2月に指定し、規制を行っております。

岬町の規制区域としましては、岬町全域の面積約4,918ヘクタールのうち規制区域の面積1,995ヘクタールとなっており、岬町全域の40.6%が規制を受けております。また、規定区域内の市街化区域における規制は大阪府から岬町へ平成29年10月に権限移譲され、現在、広域まちづくり課で許可手続などを行っております。

また、宅地造成規制法に基づく規制外について、岬町土砂等による土砂の埋立て、盛土、または堆積行為の規制に関する条例を定めております。なお、令和4年5月27日に宅地造成規制法の改正に伴い、今後、規制区域などの変更の検討を行うことを大阪府より伺っております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 宅地造成等規制法という内容について答弁いただき、岬町全域の40.6%が規制を受けているといったことでございます。

先ほどの答弁の中で、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例というのが出てきました。こちらについても少し詳しく教えていただけませんか。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 竹原議員のご質問にお答えします。

平成10年に土砂等による土地の埋立て、盛土及び土砂等の堆積行為並びに切土について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び良好な生活環境の保全を図ることを目的に、岬町土砂等による土地の埋立て、盛土、または堆積行為の規制に関する条例を制定しております。

事業の適用範囲につきましては、事業区域の面積が500平方メートル以上の事業であって、土砂等による土地の埋立て、または盛土を行うことにより、高さが1メートル以上となる事業につきましては許可が必要となります。

また、適用除外につきましては、国または地方公共団体が行う事業、法令の規定により許可または認可を受けて行う事業、災害復旧のため必要な応急処置として行う事業などは適用除外となります。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど都市整備部長と住民生活の理事のほうから法律について説明を受けました。冒頭に土砂の不思議だなといったところの孝子地区の仮置きと呼ばれるのか、そのところにつきましてこの条例に引っかかるのではないかと思うのですが、その辺の対応についてどういったことをされているのかご答弁をお願いします。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えいたします。

対応状況としましては、令和3年11月に住民などから、産業廃棄物を含む土砂を盛っていると通報があったことから、生活環境課を通じ泉州管内の産業廃棄物関係の担当である大阪府泉州農と緑の総合事務所の環境指導課に通報し、適切な対応をお願いしています。

なお、本町におきましては、当該土地の地目などを確認したところ農地であったことから、農業委員会に確認したところ、農地法第4条、または第5条の規定に基づく許可を受けずに農地の転用を行っていることを確認されました。そのため、農業委員会から土地所有者へ文書通知により当該地の利用状況の説明を求めたところ、農地以外の利用目的で事業者が土地を貸しているとのことでした。農業委員会では当該土地が農地法違反に該当することから、速やかに原状回復を行うように土地所有者並びに事業者に対して指導しており、事業者からは、速やかに原状回復を

行くと回答を得ております。

また、事業者から産業廃棄物の撤去計画書が提出されており、その計画に沿って進捗管理を行っているところですが、計画のとおり撤去作業が進んでいないことから、土地所有者にも撤去計画が進むように事業者と協議を行うよう、令和4年9月7日に口頭で指導を行っており、現在に至るまで事業者に対し指導を3回、土地所有者にも相談などを4回行っており、継続した対応を行っております。今後についても農業委員会で随時状況を監視しながら、引き続き、大阪や関係機関との連携を密にし、必要な処置を行ってまいります。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 新たに農業委員会が関わって、農地法の観点から指導なりをしていただいているというふうに伺いました。事業者には3回、また土地所有者にも数回と相談をされているといたことですが、なかなか前に進むのも難しいのではないかと思います。そこで、町としてしっかりと進めていただいているということを確認させていただきましたので、また大阪府のほうと連携をしながら、引き続き取り組んでいただきたいと、私も見守っていきたくて思っております。

そして、次、孝子地区のほかにも気になる場所があります。多奈川西畑地区でございます。

私の記憶によると、モトクロス場になるのだというように聞いておりました。大規模な盛土が確認されていますね。モニターに映してありますが、地図でいうと、多奈川の楠木地区から橋を渡って西畑の池谷地区へ向かう途中に右手にあります。草が生えてきて分かりにくくはなっておりますが、大きな樹木がないので、多分この辺だろうと見えております。土砂の盛っている高さもかなりの高さだと。モトクロス場ということだけあって、そういうものをつくらなければ駄目なのかと思いつつ、現在その計画がどうなっているのか、そして、これは危険ではないのか、対応状況について教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 竹原議員のご質問にお答えします。

多奈川楠木地区の楠木橋から、約1キロメートル先の右手にある盛土事業についてお答えします。

事業の許可は平成18年1月です。事業の概要としましては、採石場跡地を整地し、モトクロス競技練習場に利用するというものでございます。土砂の搬入につきましては、平成24年12月末で終了しておりますが、事業は完了していません。

令和3年12月に新たな事業者から事業の承継手続の申出がありましたが、大阪府、岬町との協議により是正計画書に係る跡地利用の計画書の提出を求めているところであり、事業者は承継の手続申請及び是正計画書を準備しているところです。

令和4年1月に事業者には大阪府泉州農と緑の総合事務所みどり環境課から承継手続及び是正計画書の提出を終えるまでは土地形質の変更や立木伐採など新たな開発行為は行わないことなどを指導しているところです。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 なるほど、事業の許可が平成18年1月ということで、16年ほど前ですか。そして、土砂の搬入が終わったのが平成24年12月ということなので、私が議会議員に就任したのが平成23年5月からですので、事業が終わった。しかし、モトクロス場ではないよねって言うところだけは覚えているのですが、これが許可されたときの話は存じませんでした。

採石場跡地、多奈川発電所、またその前の川崎重工の埋立て等に使うために多奈川の山から石を出していたという記録を聞いたことがあります。そのこの整地といったことに関して取り組まれたといったこととございます。その最終、終わってから、既に10年が経過しておりますが、その間に事業者が変わったといった報告でございました。盛土というのはどうしても業者がすることですので、その事業者が代わるという懸念もございます。その承継手続や是正計画の提出を待っているといったところとお聞きしました。なかなか一度置かれた盛土をどのようにしていくというのは難しいのかな。大規模であっても小規模であっても土砂を岬町の中に置かれてしまうんですね、それを指導するのは難しいのかなと今回の質問を通じて感じたところでございます。未然に防止できるものをしっかりと未然に防止していただく。法律を改正するのも予定していると聞いておりますが、それに関しても岬町としてもしっかりと岬町の条例を変えていく手続を進めていただきたいと、このように思っております。

土砂の搬入に関しましては、質問は以上になります。

続きまして、ポツの三つ目でございます。地域防災計画の定期的な見直しは必要ではないかといった質問です。

地域防災計画というのは皆さんご存じかどうか。皆さんというのは傍聴の皆さんのこととございますが、岬町には災害があるところといった対応をしましょうという、このような分厚いファイルがございまして、平成27年3月に修正版というのができてから、それに沿って進めるといったことで進めております。この地域防災計画が定められてから久しくそのままだというように思うのですが、これを今時点の内容に変えていくという作業についてどのように取り組まれている

のかご答弁をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 ご質問にお答えいたします。

岬町地域防災計画は災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条（推進計画）の規定に基づき、本町域に係る防災に関し、本町及び大阪府、本町区域に係る指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、岬町防災会議が平成27年3月に定めた計画であります。この計画は、本町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置づけ、災害対策の指針としてきたものでございます。

この計画が策定されて以降、災害に関する法改正や、基準等の改正が行われていることは承知しており、現在作成中の総合防災マップの改訂を含め、本町における災害時の危機管理体制にも適宜、反映させてきたところでございます。しかしながら、本計画は策定されてから相当の期間が経過していることから、内容を改める必要性につきましては承知しておりますので、今後の改訂の手段や方向性につきまして、岬町防災会議にも意見等を求め、全面改訂も含めた議論を行っていきたいと考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 必要性は認識していただいているといった回答でございました。

この冊子を1ページめくると、見ると現状と合っていないなというところが多々見受けられます。冒頭に「石油コンビナート」という文字が出てきます。これはやはり多奈川発電所のことでございますが、現状を見てみると撤去されて、ない。そして、災害想定につきましてもいろいろな情報が更新されていることもありますし、また、岬町が守らなければならないという自然災害というよりも、他国からの防衛、ミサイルが飛んできたらどうするという訓練を日本の沖縄の島しょ部でございしますが、そういう訓練もしたとか、そういうことも必要ではないかと。そして、警察や自衛隊、海上保安庁ともそういった協力団体等を連携するといったことも書かれておりますので、どうか早急な見直しに向けて、全面改定に向けて機運を盛り上げていただきたいと思っております。

この防災計画というのは自治体によって取り扱う温度差があるかと思っております。大きな自

治体によっては毎年見直されている、これが大半の自治体です。7年も8年もそのままいうのではないと思いますので、予算もかかることでしょうか、これは恐らく努力義務ではないと思うのです。必ずしなければならないものと私は認識しておりますので、どうぞ危機管理担当の方、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。全町民を対象とした防災訓練を計画すべきではというふうに通告させていただいております。

私の住んでいる淡輪地区においては、11区と一緒に年々1回防災訓練、これは地域の実情に合わせた小さな訓練でございますが、それを開催するに当たり、つい先日も開催したところでございますが、数か月前から月1回、区の区長さんを中心に役員並びに地元出身の消防団の皆さんを巻き込んで地域防災会議というのを月1回開催しながら、こういった取組をしようかと検討を重ねているところでございます。こういったことを話し合うということが重要であって、それができる自治区とできない自治区といったところがそれぞれあると思います。その中で岬町の全自治区において防災訓練をしてほしいと思うのですが、なかなかハードルが高いものと認識しております。実際に行われているところも多々知っています。かなり区長さんにはご苦勞をかけているといえますか、頑張らせていただいているというのをありありと感じております。

その中で、岬町の町民を巻き込んだ形で大きな訓練をしたといった実績も岬町にはございます。およそ10年ほど前、暑いときでした。岬中学校のグラウンド、消防団並びに地域の方々、婦人防火クラブさんも出てきていただいてバケツリレーをした思い出もございます。そういったことで何をしたかという、やはり警察署との連携、広域消防との連携、先ほども言いましたが、自衛隊にこういった要請をする順番があるのか、こういう訓練をしたことがあるというのと、したことがないというのは大きな違いでございます、ぜひ、したことがあるほうに回っていただきたいと思っております。この点について危機管理の担当のほうはどのように考えておられるのか、ご答弁をいただきたいです。よろしく願いいたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 ご質問にお答えいたします。

まず、全国的な流れといたしまして、新型コロナウイルス感染症流行以降、緊急地震速報訓練をはじめ、地方公共団体における防災訓練の実施回数が減少傾向にあるということになっております。防災訓練は、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認を行い、住民の防災意識の高揚を図る重要な機会でありますことから、各地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努めることが必要

と考えております。

本町といたしましては、日頃の災害に対する十分な備えといたしまして、資機材や物資の備蓄など、形として成果が見えるものへの取組はもちろんのこと、知識や経験など形のないものを繰り返し身につけていくことも重要であると考えております。つきましては、感染症拡大防止を徹底するとともに、感染の拡大状況に応じて訓練の規模や内容を調整しつつ、全町民が参加できる形で、実のある訓練が実施できるよう、計画をまいります。また、その際には、現在作成中で本年度中に完成予定の岬町総合防災マップの活用も視野に入れた訓練を検討いたします。

なお、令和4年度における本町が関係する防災関連の訓練等の実績につきましては、感染症拡大防止に配慮しつつ、次のとおり実施いたしました。

本年5月から6月にかけて、本町職員のうち災害発生時に避難所を管理・運営するために配置される避難所運営班62名と、避難所を巡回し、避難者の心身両面での健康維持のため活動する保健衛生班8名、合わせて70名を対象といたしまして、災害時配備体制の2班に分かれまして、延べ6回にわたり実際の指定避難所となる町立小学校の体育館をお借りして避難所開設訓練を実施しております。

令和2年度から年に1回、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症等に配慮した迅速な避難所開設を実施できるよう訓練をしております。避難所内での感染拡大を抑えるために導入した間仕切りなどの設置を実際の機材を用いて配置も含めた訓練をいたしました。この成果は本年9月の台風第14号に係る避難所開設に当たって発揮できたと考えております。

続きまして、9月2日（金）には、本庁舎におきまして大阪880万人訓練に参画し、来庁者の皆様、議会議員の皆様及び本町職員を対象としました、地震時の避難訓練を実施いたしました。

10月15日（土）には、福祉&多奈川小フェスタに女性消防団と共に参画し、防災・減災についての意識向上のため、小学生や地域住民の方を対象にして、AEDの操作体験や避難所用パーテーション及び段ボールベッドの組立を実施いたしました。ほかにも議員からご紹介いただきました淡輪10区、11区の自主防災組織が実施する防災訓練、それ以外につきましても、消防署等と共に協力いたしております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 こちらにつきまして、かなり前向きな答弁をいただいたのかなと認識しております。実際10年間のブランクがございますから、参加している町民にとっても、当時はサラリーマンで勤めていた方も地域に入れたり、役を持っていたりすることもございますし、依頼するほうの役場の担当も初めてでございます。そして、各関係機関も人事は変わっていると

いったこともございます。また、私たち議会議員、消防団のほうも新たな顔ぶれになっておりますので、ぜひ進めていただいて、よりよい防災訓練になるように努めていただきたいと思います。

今回の質問全般にわたりまして、岬町の歴史というのを踏まえて進めていっていただくと。いろいろな過去の経験を生かしつつ町を守っていくとすることができる町でございます。その点、私も関係する一員でございますから、しっかりと取り組んでいきたいと自分自身にも戒めて、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○出口 実議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は13時といたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 奥野 学でございます。議長の許可をいただきましたので、令和4年12月定例会における一般質問を行います。

今回の質問は、令和4年6月定例会において質問いたしました本庁舎の建て替えについてと昨年令和3年12月定例会において質問いたしました本庁室内での各課の整理整頓、案内看板についてのこの2点に絞って質問をさせていただきます。

1点目の質問は、この本庁舎は建築後、本年で58年となります。かなり老朽化し、大変危険な建物となっております。以前に耐震診断を行っておりますが、そのときの診断結果を改めてお聞きいたします。傍聴者の方々にもよく分かるように説明をお願いいたします。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

本庁舎は昭和40年の建築で、昭和56年に定められた新耐震基準が適用される以前の建築物であります。平成25年に実施した耐震診断ではI s値、構造耐震指標が4階を除き一般庁舎に求められているI s値0.6以上を下回り、震度6強以上の大規模地震が発生した場合には、倒壊または崩壊する危険性が高い施設と考えられております。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの西部長の答弁によりますと、震度6強以上の大震災が発生すると、即、崩壊してしまう大変な危険な建物であるということを改めて再確認いたしました。この場所においての建て替えには、以前の答弁では総工事概算予算は30億円が必要であり、昨年度より毎年5,000万円程度の積立てを行っていくということでもあります。目標積立て、岬町庁舎整備基金は10億円ということでありましたので、毎年5,000万円を積み立てたとしても20年もかかってしまうこととなります。20年も何も対策しないで放置していることは許されません。要は、この建物は耐震補強すら行っていないので、大崩壊となりかねません。多くの職員の生命が全く保障されません。改めて田代町長にお聞きいたしますが、この現状をどのようにお考えでしょうか。少しでも早く建て替えができるように何か対策をお考えですか、答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

早期に庁舎の建て替えが必要でないかというご質問だと思いますけども、庁舎の建て替えの問題については、これまで奥野議員から何度かご質問もいただいております。町の基本的な考え方についてはそのときにご説明もさせていただいたかのように認識をいたしております。庁舎の建て替えの必要性については我々も十分理解しておりますが、今の町の財政力では建て替えは非常に難しく、何とか財源の確保をして早期に建て替えに着手できるよう庁舎整備の基金を設けるとともに、防災機能と耐震基準を満たす旧水道庁舎や坊の山に移転させるなどの対策を講じてまいりました。本町は庁舎建設により財政再建団体へと転落をし、住民の皆様に変なご迷惑をかけた過去がございます。同じ轍を踏むことのないよう、まずはベースとなる財源をしっかりと確保してまいりたいと思っております。

基金の目標積立額を達成するためには20年もかかることのご意見でしたが、確かに初年度に必要となる5億円から10億円を積立ての目標額と定めておりますが、決して目標が達成しなければ事業に取りかからないということではなくて、将来の町財政に過度な負担となることがない見通しが立った時点で速やかに事業に取りかかる予定であります。

少しでも早く建て替えができるよう何か対策を考えているのかというご質問ですが、建て替えの最大の課題は財源の確保でありますので、国に対して庁舎整備に活用できる補助制度の創設をあらゆる機会を通じて求めているところでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 町長、答弁ありがとうございます。

財政が厳しいのは重々私も存じているわけですが、皆さん方の生命を守るためにも何とかしてでも本庁舎の建て替えをできるだけ早くしなければならないというのはよろしくお願いたしたところでありまして、どんどん時間が過ぎ去るだけで、全くと言っていいほど積立てを少しずつ行っていたのでしょうけれども、今のところ大きな前進をすることがありません。昨年、令和4年9月に財政改革部より発表がありました。岬町公共施設等総合管理計画の27ページの中に、庁舎の建て替えに当たっては、コミュニティ施設との複合化により、施設の抑制や総量の適正化に努めますという記載がありました。これは具体的にはどういうことでしょうか、答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくと予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があることから、本町では平成27年3月に「公共施設適正化基本方針」を策定し、本年9月には名称を「公共施設等総合管理計画」に改め、内容の見直しを行いました。

議員ご質問の「総合管理計画」のうち庁舎に係る記述の趣旨といたしましては、庁舎の建て替えにつきましては多額の費用が必要となるものの、現時点では建て替えそのものに対する財政支援制度はございません。しかし、住民が利用するコミュニティ施設との複合施設として整備する部分につきましては、過疎対策事業債などの起債を活用することで一定程度負担の抑制を図ることができる可能性がございます。

一方で、冒頭でご説明させていただきましたように、厳しい財政状況を背景に、人口減少により1人当たりの保有面積が必然的に増加し、施設の利用に余裕が生じることから、施設の利用形態の変更や効果的・効率的な利用の促進等を行うことが必要となっております。「総合管理計画」では延床面積削減のための数値目標を設定していることから、町が保有する施設の総量全体を念頭に置きつつ、庁舎の建て替えを検討する必要があると考えるものでございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 相馬部長からご答弁いただきましたが、私は、福祉防災施設等を併設することで庁舎部分にも国からの補助金が確保できるのではないかと考えます。この件について答弁を求め

ます。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

さきの財政改革部長からの答弁と重複いたしますが、庁舎建設に対する国等の補助制度は現在ございませんが、災害対策本部機能を有する施設など地域防災の拠点施設として整備する部分については緊急防災・減災事業の対象となり、起債や交付税算入の優遇措置がございます。

また、住民の利用を想定したホールなど、地域住民の集会機能として整備する部分については、過疎対策事業債の適用を受けることができる可能性もございます。

さらに、省エネや次世代エネルギーを導入することによって関連する補助金を充当することが可能となる場合もあり、庁舎整備の実施に当たってはいろいろと工夫をすることで既存の優遇制度を活用することは可能であると考えております。庁舎の建て替えに当たっては、これらの優遇制度も最大限に活用して、少しでも自主財源の削減に努めてまいり所存でございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 これだけの大きなプロジェクトをすとなかなか前には行かないのは重々承知しておりますけれども、後回しになっていくということは許されるわけではありませんので、逆にこれを耐震補強すらやらないで手つかずのままに放置されるということは、犠牲者が出たら天災ではなく人災であるように私どもは考えます。そのときは大変なことになるかというふうに想像するわけですが、それを重々ご検討もいただいた上で今後の対策をお考えいただきたいと思っております。

それで、いろいろと工夫することで既存の優遇制度を活用が可能であるようでございますが、まだまだお手上げのような状態であります。しかし、放置することはできませんので、来年度以降、数年間、極端な話ですけれども、インフラ整備等の事業を少しでも中断して、予算を少しでも積立てに回すような手続はできないでしょうか。苦渋の判断となるわけですが、早急に建て替えのためのプロジェクトチームをつくり、調査研究を始めてはいかがでしょうか。

最後に田代町長にお聞きしますが、この現状を再確認していただいて、今後どのように対応していくのかお尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

冒頭、最初の答弁で申し上げましたとおり、庁舎の建て替えをほっとくんじゃなくてですね、

万が一のために、先ほど申し上げましたとおり、第2庁舎の水道のあった跡なんですけども、ここにも危機管理室を設け、さらには坊の山にもそういったいざというときのための備蓄、またそういった住民に対するいろんな発信、また情報を得るための装置も既に設置をいたしておりますので、その辺はご理解賜りたいというふうに思います。

それで、2点目の早急に建て替えのための調査研究を行うべきでないかというご質問だったかと思えます。住民の皆様の生命や財産を守り、健康で文化的な生活を送ることができるよう、先ほどの瀧見議員への答弁でもお答えしたとおり、町は道路や橋の改修、水路の整備やごみ処理施設改修などの投資的な事業を厳しい財政状況の中で実施いたしております。庁舎整備事業につきましては財政負担の大きな事業であり、住民の皆様のご理解を得なければ進めていけない事業であります。全ての事業を取りやめても庁舎整備を進めるべきというご意見でありますけども、そのような手法では決して住民の皆様のご理解を得ることはできないと私は考えております。しっかりとした財政見通しを立て、将来を含め、住民の皆様の大きな負担となることのない計画を立てた上でこの事業は進めていくべきであると考えております。

また、これらの投資的な事業はそれぞれの事業を対象とした補助金や起債を活用して実施しており、これらの事業を取りやめたとしても直ちに庁舎整備に回せる財源が確保できるものではないのかなど、このように思います。改めて認識するまでもなく、我々も庁舎が持つ課題と庁舎整備の必要性を十分認識をいたしております。庁舎建設建て替えの調査研究については、令和元年に庁舎整備検討委員会を立ち上げ、専門的な立場から既にご意見を伺っており、いつでも次の段階へ進める準備は行っております。将来の町財政に過度の負担となることがない見通しが立てば速やかに事業に取りかかるつもりでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど田代町長からの答弁をいただきましたが、危機管理上の施設の移設、坊の山等の施設は重々承知しておりますけれども、そして、岬町の今の最重要課題のみさき公園の再生、関電の跡地の企業誘致等も重々承知しているところでございますが、それに匹敵するぐらい、やはり庁舎の建て替えというものを私は同じ土俵で議論しないといけないと思っております。財政も大変でしょうけれども、やはりプロジェクトチームを立ち上げて、できるだけ補助金を頂けるところをいろいろと模索していただいて、一日でも早く前へと進めていただくことが必要かと思えます。そうでないと、同じように並行しますとついつい後回しになっていくのではないかなど。みさき公園とかは本当に大事な話ですけども、お昼であつたら皆さんの命が保障されな

いわけですから、その辺も重々お考えいただけると思いますが、改めて強く要望をいたしたいと思います。

続いて、2点目に移ります。先ほどの本庁舎の建て替えにはかなりの時間がかかりますので、そこで次の質問も昨年令和3年12月定例会におきまして質問させていただきました。執務室内の整理整頓について改めてお尋ねをいたします。

そのときの質問に対し答弁においては、複業人材登用による実証実験の一環は、このたび採用した行政アドバイザーの方からも、庁内執務室の整理に関するご意見をいただいております、その意見も踏まえて、改めて各課への執務室内の整理を指導してまいりますとの答弁をいただきました。しかし、一向に現状は全く変わっていないように思われます。西部長、この件についてどのように思われますでしょうか、答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

庁舎等の書類等の整理整頓につきましては、昨年12月議会におきまして奥野議員から一般質問を受け、各課に対し整理整頓の指導を行い、地下倉庫など一部保管書類の整理等が行われましたが、執務室につきましては改善が行われたというような状況ではないことは理解しております。単なる通知だけでは改善が進まないことから、官民連携の取組を生かし、10月からモデル的に総務課で民間事業者の方にアドバイスをいただきながら、文書管理の適正化と執務環境の改善の取組を進めているところでございます。

また、書類の適切な保管管理を行うため、旧多奈川保育所を公文書の保管施設としての検討も進めております。

行政事務は紙媒体の書類をもって行われ、書類があふれることが大きな要因となっておりますが、今後は本町におきましても電子決済や文書管理システムの導入により行政事務のデジタル化を進め、根本的な文書管理の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 西部長、ありがとうございます。

いろいろと内部的にもご検討を今後いただけるようでございますけれども、今後、各担当への指導を大いに期待するところでございます。

よろしく願いいたします。

そして、現在、我々が視察に行かせていただいても、どこの役場に行っても、市役所に行っても、大変執務室が整理整頓され、職員方の顔が大変よく見えるような状態で、スキッとした役場

はたくさん出てまいります。本庁舎の整理整頓はいつまでに着手される予定なのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

今年度モデル的に総務課で実施しておりますが、その効果も見て、来年度、全庁的に進めるべく検討しており、それにかかる費用についても予算要求を行っているところでございます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 予算要求をしていただいているということですので、担当課への指導も含め、大いに期待するところでございますので、よろしくお願いいたします。

そして、もう1点、この質問も以前に行っております。各課への案内看板についてであります。

この件についても西部長の答弁では、今後改善の検討を進めるとの答弁をいただいたままになっております。しかし、今でも古い白いプレートを鎖でつり下げたままになっております。せめてこのプレートだけでも来庁者によく分かるようなものに交換できないでしょうか、答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

庁舎内の案内看板につきましても、昨年12月に奥野議員から一般質問をいただき、来庁者の視点に立ち、他団体の事例等も参考にして改善の検討を進めてまいりたい旨、答弁をさせていただいております。現在、各課の名前を表記した白いプレートを案内看板として掲示しておりますが、この案内看板につきましても、これまで分かりづらい等の苦情を受けたことはございませんが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進の観点からも、住民の皆様に分かりやすいサインの掲示を進めていく必要があることは認識しております。ただ、全庁的にサインを統一して案内看板の取替えを行うとなると費用も相当必要となってまいりますので、厳しい財政状況、また、さきに議員がご質問された庁舎整備に必要な財源を早急に確保するとの観点を考慮すると、優先的な取組としてはなかなか難しいところもございます。今後新たな交換が必要なものから順次取替えを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 冒頭からいろいろな要望をいたしましたけれども、とにかく先立つものが必要であるということが見えてまいりましたけれども、いろいろ答弁をいただいている西部長には、来年令和5年3月末で定年退職というふうにお聞きしております。しっかりと計画を立てていただ

いて、次の部長に申し送りをさせていただくようお願い申し上げさせていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○出口 実議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は、13時32分といたします。

(午後 1時26分 休憩)

(午後 1時32分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 令和4年12月第4回定例会に事前に通告をいたしております事項につきまして、一般質問をさせていただきます。

岬町は田代町政の下、過疎対策振興法の支援も受けながら、将来に夢のある岬の町を残すために、田代町長が先頭に立って住民のための政策を頑張って行っていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

新たなみさき公園づくりや多奈川地区の振興など、多くの住民は夢が叶う日を楽しみにしてくれております。今後も住民の目線に立った行政を推進いただくことをお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

1点目は町立淡輪火葬場の管理についてお伺いをいたします。

今年に入って何回か淡輪地区の一部で停電がありましたが、その停電のときに火葬場ではお葬式の後、火葬がなされていたときの出来事でございます。火葬が終わってこれから火葬場の台車を出そうとしたときの停電でした。五、六分の停電でしたが、炉の扉を開けることができず、大騒ぎになったことがその後、私のところにも駆けつけて苦情を言っておられる方もたくさんございました。参列した方からでしたけれども、どれだけの時間停電するかも予想もつかず、大変困ったようでした。

そこでお伺いをいたします。

このような場合の対応はどうなっているのかお伺いをいたします。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

岬町淡輪火葬場は、平成11年3月の新築から23年が経過しております。当該施設には法的な設置義務がなかったことから、非常用電源が設置されておらず、過日の停電時にはご利用者の皆様に大変ご不便をおかけいたしました。この場をお借りしましておわび申し上げます。

もし、停電があった場合、火葬業務の状況によって停電以降の火葬業務は全て停止してしまいます。過日発生した停電は火葬が終わり、遺骨の冷却中に発生したもので、約30分、骨上げが遅れたと報告を受けております。停電はご指摘のとおり、いつ起こるか、いつ復旧するか予想ができない非常に不透明なものです。これにより火葬の進行状況のどの段階で発生するかが非常に重要となります。今回の場合は火葬が終了していましたが、火葬の途中も想定されますので、引き続き対応策を検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、回答をいただきましたけれども、以前にも火葬途中で半焼けの状態は何十分か待ったということもあったように聞いています。現実にはひとつその辺しっかりと取り組んでいただきたい。対応が全くなされていないというふうに私は感じています。8年ほど前に停電時の緊急の発電機の見積もりを取ったというように私、聞いていたのですが、工事ができなかったのはどういうことでできなかったのか、予算面なのか、その点、分かればお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

施設の非常用電源設備につきましては整備が必要であることは認識しており、これまでも近隣団体の設置状況について調査を行い、設置について検討を行いました。その当時は近隣の市町に同様の設備がなかったことから、設置を見送っております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今お調べになった当時から現在は設備をされている市町もあるように聞いています。ぜひとも、その調査をしていただいて、その資料をまたご提出をいただきたいと思います。

次に、1年間に何件ぐらい火葬があるのかお伺いをいたしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

令和3年度の火葬件数は273件で、内訳としましては、町内の方が241件、町外の方が32件でありました。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 私も以前から年間200人ぐらい亡くなっていると。生まれてくる子どもが60

人ぐらいということですから、減っていくのは目に見えていますよね。不思議なものでね、同じ日に2人、3人のお葬式をされている、そういうことが数多くあります。できないので、他市町の、また他市の葬儀会場に行ったとか、岬町に炉は3台と動物炉とがありますけれども、現在使用できるのは何台なのかお伺いしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

人体炉3炉、動物炉1炉の計4炉が設置されております。現在、人体炉のうち1炉が制御盤の計器故障のため火葬できないことから、人体炉2炉により火葬業務を行っております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 3台あってもすべては使えない。私、調べますと、1台は使っていない炉の部品を外して2か所のところで使っている。その後、補充されていないと、このように聞いていますが、それは一体なぜなのかお伺いしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

令和4年4月に制御盤の計器が故障したことに伴い、直ちに計器交換の依頼は行っておりますが、世界的な半導体不足の影響から調達に相当時間を有しており、入荷次第、計器交換を行い、稼働をさせる予定です。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 部品がないということ、それは十分理解もします。しかし、8か月も9か月もたっているわけですから、早急にその対応をお願いしてですね、三つの炉が円滑に稼働できるようにお願いをしておきたいと思います。

次に、火葬場の駐車場についてお伺いしたいと思います。

現在20台ぐらいは駐車可能だと思いますが、お通夜など町営の葬儀場と民間の葬儀場が同じ日にありますと、入り口の信号から町営墓地まで両サイドに車が駐車されている、こういう現状を何度も見ておりますが、現在の駐車場についてどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

岬斎場での葬儀や火葬の際にはご不便をおかけし、駐車場設置のご要望をいただいておりますことは承知しております。これまで第2阪和国道の延伸工事により火葬場周辺の環境も変化して

おります。令和2年に斎場への進入路横に新たに6台分の駐車スペースを設けたところでございます。現在、火葬場の駐車場として利用できる台数は25台程度あります。十分な駐車台数とは思いませんが、近年、コロナ禍の中、人との接触を最小限にとどめた家族葬を選択される方が多くなってきておりますことから、現在の墓地を整備し、駐車場拡張をする予定はございません。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 駐車場の増設計画はないということですが、ひとつ両方でお葬式なりお通夜があるときには現状を見に行ってください。大変ですよ。参列する方から何件となく私は苦情を聞いています。私もよく行かせていただきますからよく現場を見ていますので、早急に計画がないというのではなしに、ぜひともひとつ一考をお願い申し上げておきたいと思います。

そこで、昨年と今年で狭い駐車場のためか、墓に車が飛び込む事故が2件ありました。1回は墓を4基、2回目は墓を8基壊してしまうという事故があったことはご承知いただいていますか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

令和2年9月及び令和3年3月に墓石の倒壊及び損傷する事故が起きたことは承知しております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 一体ね、このような事故がどこに原因があるのか。もちろん車を運転されている方の技術不足もあると思いますけれども、私は墓地ぎりぎりまで駐車場を造っている。そこには車止めしかない、そういったこともあると思いますが、町としてどこに原因があるとお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

新たに英霊墓地横に設置した駐車場には車止めを設置しておりますが、それを乗り越えて直接墓石に影響を及ぼしたものと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 私はね、この原因はやはり駐車場が狭くて不足している、これが原因だと考えています。形をもう少し整備をしてですね、駐車場を拡張していただきたい。その辺は再度お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

現在の淡輪墓地は昭和47年に整備され、226区画が公募されました。以来、半世紀が経過し、墓地を取り巻く環境も大きく変貌を遂げておりますが、町営墓地及び英霊墓地とも規模や経常は当時のまま変わっておりません。近年の高齢化によりお墓を管理されることが困難となり、墓じまいをされるご遺族の方も増えております。また、現況の墓地周辺には余剰土地もないことから、現在の墓地を整備し、駐車場を拡張する計画はございません。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 何回聞かせていただいても「ございません」ということですから、現段階では用地を確保するという事の難しさも十分理解はできますけれども、ひとつその努力はしていただきたいと思えます。

淡輪地区の戦没者墓地も管理されている方も、死亡されたり、高齢化が進んでいると聞いておりますので、戦没者墓地を整理して駐車場に拡張するようにはどうでしょうか。その辺のご意見をお伺いしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

英霊墓地の区画には133基の墓石があります。現在の墓石を一つにまとめ慰霊碑を建立し、空きスペースを駐車場に活用できないかとの提案をいただきました。現在、淡輪遺族会で進めていると聞き及んでおります。墓石の集約には遺族の方のご了承も必要であり、過去の経緯を含め、関係機関との調整や実施主体がどこになるのかなど、検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 当然、今ご回答をいただいたように、私は英霊墓地の土地はまだ現在、淡輪村になっていると思えます。ですから、岬町の土地ということになると思えますので、墓の建っているところはお遺族が借りている。もちろんこの墓はその当時の淡輪村が全部建てたというふうに記録では残っておりますから、その辺もお考えになって、ひとつ調整をしていっていただきたい。総合的に配置計画を建てていただいて、もう少し利用しやすい火葬場にしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それと、以前に深日の火葬場もありました。淡輪火葬場と二つありましたね。それが深日の火葬場をなくしたのですから、以前に申し上げたのですが、岬町火葬場という形に名称変更することも考えていかないといけないのと違うかなと思うのですが、その点もひとつご検討いただいて、今後またご意見をお聞かせいただきたいということを強く要望しておきます。

次に、2点目の町営墓地の管理についてお伺いします。

岬町墓地条例では、淡輪墓地と深日墓地を設置されておりますが、特に淡輪墓地について永代使用許可を出している区画が草で周囲の墓地の方から苦情が多く出ております。何区画が草や木が生えているのか、その辺の調査をされたことがあるのでしょうか、あればお聞かせいただきたいと思ひます。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

墓地条例では、本来は墓地使用者において区画内を常に清掃しなければならないと定めております。草などが繁茂している状況につきましては適正に管理されていないことから、定期的な巡回による現場確認を行っております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 現場を確認していただひいて、見るだけではだめですね。きちんと対処してひかなければひけないと思ひます。

現在34区画、草や木で大変なことになってひいます。このような使用許可を出してひいる土地を今、調査とおっしやひましたが、本当に調査だけでひいのか、これからどうひいうふうひ使用されようとしてひいるのか、その辺をお聞かせひいたきたいと思ひます。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

草などにより繁茂してひいる状況を確認した場合につきましては、墓地使用者に草刈りの実施などの墓地管理を通知してひいます。引き続き、町営墓地の適正な管理に努めてまひいます。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 岬町の墓地条例第15条で、使用許可の日から2年を経過してひ使用しないときは、使用許可の取消しができるよひになってひいますね。今までにこひうひった使用許可を取り消した事例はあひるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

永代使用許可後の墓地建立につきましては、墓地条例に使用許可の日から2年を経過してひこれを使用しないときは使用許可を取消し、返還を免ずることがあひると規定してひいますが、墓地の使用許可を取り消した事例はござひません。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 このような状況では管理が本当にできていないと思われかもしれませんが、今ご答弁いただきましたけれども、指導を強化するのか、それとも現状のままほっておくのか、もう一度、基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

近年では町営墓地の空き区画を公募の際に、使用許可日から2年以内の墓石建立を応募条件としており、誓約書をいただいております。しかし、墓地内には許可後、相当の年数を経過しているにもかかわらず、いまだ建立されないままの空き区画が存在しております。また、年数の経過とともに許可者が亡くなられた後、承継されていない区画もあります。今後、町営墓地内の使用許可後の空き区画を再調査し、許可の承継など必要な手続を経て公募を行い、空き区画をなくしていきたいと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ぜひとも早急に調査をしていただきまして、しっかりと土地利用者に指導をしていただきますように強く要望しておきたいと思っております。

もう1点、墓地管理上で通路のコンクリートが大きく割れて、その横にあります墓地に大量の水が入って墓が大きく傾いたということの苦情も、私、何件かいただきました。現場も見てまいりました。幸い、その区画は自分のところで修繕をし、何十万円かかけて直していただき、その後担当の方をお願いして、水の入ってくる割れ目をコンクリートで埋めてもらいましたけれども、町としてこのような苦情を聞いているのかどうか、今後どういうふうに対処すればいいとお思っているのか、それをお聞かせください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

岬町墓地条例第11条におきまして、墓地使用者はその区域を常に清掃し、かつ工作物の補修、その他危険防止の責に任じなければならないとなっていることから、墓地区画の補修につきましては、使用者の責任において修理を行っていただいております。

また、墓地内の通路の補修につきましては町が補修しなければならないと考えております。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

その点しっかりとまた調査していただきまして、まだかなり割れているところがございます。ぜひともその辺の水が入らないようにしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、墓地の拡張ですけれども、深日墓地も淡輪墓地も同じでございますけれども、町広報で空いている墓地の利用者を募集していただいておりますが、抽選で当たらなかったということも以前に聞いたことがあります、最近の募集状況はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 お答えさせていただきます。

令和4年2月に行った公募では、深日火葬場跡地6区画の公募を行い、3名の方の申込みがあり、淡輪墓地では4区画の募集を行い、4名の方の申込みがありました。募集枠を超過することがなかったため、応募された方全員に許可を出しております。

また、電話により墓地区画の募集の問合せが2件ありましたが、現在公募を行っておりませんので、墓地の募集を待っている方の把握はできておりません。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 私の知る範囲ではまだ二、三人の方がお墓を求めておられるというふうに聞いています。一日も早く適正管理をして、墓じまいをした区画も含めて整理をして、墓地の拡張もお願いをしたいと思っておりますが、最後に町長にお尋ねをしたいと思っております。

駐車場問題、また墓地管理の件について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、墓地の整備の問題、また駐車場の拡張の問題、この2点だったかと思っております。

先ほどから担当のほうへ質問をいただいて、るる担当のほうにご説明をさせていただいたんですけども、おっしゃるとおり、なかなか墓地の整備が思うようにいってないのかなというふうに私も感じておるところであります。ただ、最近、先ほど部長のほうからも答弁があったとおり、墓じまいをする方が少し多くなってきて、さらに、淡輪火葬場については、もともとが待合所という形であった施設を斎場がないということから式場に使用していただくということで、狭い中、いろいろと工夫をさせていただいて、現在、式場としてご利用いただいております。そんな中で駐車場も20台、25台という数字も出ておりますけれども、あるときは狭いときもあるだろうし、家族葬のときには十分かなというときも、私も実際その場にあつてそう感じたこともあります。

道工議員がおっしゃるとおり、なるほど駐車場もよくスペースを取るとするのは当然のことだろうとは思っておりますけれども、そういった過去の状況から考えますと、なかなか駐車場を拡張するというのは難しい問題があつて、つまり難しいというのは、それだけの余地がないという

こが一応難しい問題であります。火葬場の墓地の整備についてはですね、これは業務上、怠慢なところもあったかと思えますけども、墓地を管理されている方がしっかりと自分の墓地は墓地で管理していただくということが基本でありますので、その辺は私どもから指導をしていきたいなど、このように思っております。

また、通路の部分については担当のほうから申しあげましたとおり、これは町が管理すべきものでありますので、そういった問題のある箇所については直ちに整備したいというふうに思っております。

先ほど炉の停止の問題でいろいろと火葬される喪主さんにご迷惑をおかけした点も二、三あるようですので、そういったことを考えますと、やはり一番最優先するのは墓地の火葬場整備、これを最優先にして、言わば、常に通電できる状態に置いておくというのが基本でありますので、まず、火葬場そのもの自体のリニューアルを早急に計画を立てて進めていきたいと、このように思っております。

それから、駐車場の拡張については、担当の意見としては、当然、今の状況で、拡張するというのは難しいだろうと思っております。しかし、先ほど質問の中にもありましたように、英霊墓地の計画があれば、そういう計画と歩調を合わせながら、その中で墓地駐車場としてのスペースが取れば、そういったことも英霊墓地の関係の皆さんと話をさせていただいて、前向きに検討は進めていきたいなど、このように思います。ただし、英霊墓地を計画する主体になる方がどちらなのか、そういったことも十分、私のほうで検討・調査をさせていただいて、今後、一つの課題として取り上げていきたいなど、このように思っております。当面、ご迷惑にならないよう、火葬場の整備に手がけてまいりたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

町長のほうからも前向きなご発言がございました。ともかく大事なことですので、皆どなたもお世話にならないといけない、そういうところでトラブルがあるというのは本当にそのご遺族にとっても大変なことです。ぜひともその辺をきちんとしていただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○出口 実議長 道工晴久君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は、14時18分といたします。

(午後 2時08分 休憩)

(午後 2時18分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、前回の9月議会で議会改革の一つとして一般質問の参考資料の配付とモニター活用を試しとして実施しました。その結果、実施した私自身も質問内容の説明のしやすさ、時間的な効率性など、その有効性を実感しました。傍聴者の方からも審議内容が理解しやすかったなど、よい評価をいただきました。その結果、今回の12月議会でも引き続き資料配付とモニター活用を継続していくこととなりました。今回はほかの議員の方も実施しています。よりよい議会を目指す議会改革においては新たな試みにどんどんチャレンジすること、そして、きちんと実施したことを検証し改善していく、これを繰り返していくことが大事です。

そして、今回の試みに対する検証においては、傍聴者の方からのご意見、ご感想もとても大事な要素です。傍聴者の皆さん、ぜひ率直なご意見、ご感想を頂戴できればと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず、1つ目の質問です。1つ目は、子育て支援策のさらなる拡充についてです。

私は、令和3年12月議会において、多子世帯の保育料軽減と子どもの医療費無料化について要望させていただきました。その際、多子世帯の保育料軽減については財政的に収入がどの程度減少するか精査する必要もあり、国や他市町村の動向も見ながら慎重に検討したいとの答弁であり、子どもの医療費無料化については財政的にもかなり大きな影響を受けるため、今すぐ無償化をすることは困難で、もうしばらく慎重に検討したいとの答弁でした。

そこでお伺いいたします。

子ども医療費助成、多子世帯の保育園軽減の拡充についての検討状況はどうなっておりますでしょうか。まずは、子ども医療費助成について回答をお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童に各種健康保険

の自己負担額から一部自己負担額1医療機関当たり月2日を限度として、入院・通院とも1日につき各500円を除く医療費を助成するものです。子ども医療費助成対象と入院時食事療養費について本町と大阪府下市町村の状況についてでございますが、令和4年4月現在において助成対象については本町では18歳到達年度末としておりますが、大阪府下では15の市町が中学校卒業年度末となっております。また、入院時食事・療養費についても本町では既に助成していますが、大阪府下では13の市町が助成しておりません。このように大阪府下では助成対象の拡充、入院時食事・療養費助成については、いずれも約3分の1の市町が実施しておらず、本町の子ども医療費助成は進んでいるほうではないかと思えます。

今現在1医療機関当たり、入院・通院とも1日につき各500円を負担していただいておりますが、この自己負担がなくなり無償化されることは経済的負担の軽減につながり、18歳までの子どもがいる世帯にとっては望ましいことです。しかし、子ども医療費の自己負担をなくすことによる懸念材料もあります。町の財政負担が約600万円ほど増加するほか、システム改修に要する経費は概算で330万円となるなど高額になるほか、償還払いをする場合は月1,000件を超える医療費払い戻し申請受け付けが必要となり、償還払いをしない場合でも本町のみ取扱いが異なることにより医療機関からの請求手続が煩雑になるなど混乱が生じるおそれがあります。また、一人親医療助成と子ども医療費助成のいずれも対象者である場合、一人親医療が優先されます。そのため、一人親医療助成について、子ども医療費助成との調整も必要となります。全国的には子ども医療費助成について自己負担を無償化している市町村もありますが、大阪府においてはまだ1市町村もない状況です。

このように多額のシステム改修費等、町の財政負担増、償還払いの場合は月1,000件を超える多数の申請受け付けによる窓口の混乱等の問題、一人親医療助成との調整が生じるため、子ども医療費の助成につきましては、多方面から検討した結果、子ども医療費負担額無償化等については難しいと考えます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 丁寧なご回答ありがとうございます。

医療費助成に約600万円、システム改修に概算で330万円、合わせて1,000万円近く財政負担が発生する。また、それだけでなく、月1,000件を超える多数の申請受け付けによる窓口の混乱等の問題が生じることが予想されるため、子ども医療費無償化等は難しいとの答弁でした。財政負担だけでなく、窓口業務などいろんな側面において検討していただいたようでありがとうございます。

また、先ほどの答弁にて全国的には自己負担を無償化している市町村もあるが、大阪府においてはまだ1市町村もないという話がありましたが、確かに大阪府では1市町村ありません。

配付させていただいている資料1をご覧ください。

こちらは厚生労働省が毎年実施している全国の自治体の子ども医療費助成の実施状況についての調査結果です。最新では令和3年度の調査結果が公表されています。こちらの資料以外に都道府県別、市町村別の詳細な結果も公表されており、次の資料2から資料5は市町村別の結果をグラフにまとめたものです。

資料2、資料3は大阪府の市町村の通院・入院時の医療費助成、資料4、資料5は全国の市町村の通院・入院の医療費助成の状況です。グラフの見方としては一番外側の円が対象年齢、真ん中が所得制限、一番内側が一部自己負担を表しています。資料2、資料3からも分かるとおり、岬町は通院・入院ともに18歳年度末まで所得制限なし、一部自己負担ありという状況で、確かに大阪府内で見ると充実しているほうだと思います。しかし、資料4、資料5の全国で見た場合にはどうなるかという、通院においては18歳年度末まで所得制限なし、一部自己負担なしという自治体は531、割合でいうと30.5%、対象年齢は下がりますが、15歳年度末まで所得制限なし、自己負担なしという自治体は476、割合でいうと27.3%という状況です。対象年齢が高いのと自己負担なしとどうしたらよいのかという議論はありますが、両方合わせると、15歳年度末、または18歳年度末まで所得制限なし、自己負担なしの自治体は1,007、割合でいうと57.8%にも上ります。

入院については、18歳年度末まで所得制限なし、一部自己負担なしという自治体は602、割合は34.6%、15歳年度末まで所得制限なし、自己負担なしという自治体は488、28%、両方合わせると15歳年度末または18歳年度末まで所得制限なし、自己負担なしの自治体は1,090、割合は62.6%にも上ります。しかもこのデータは令和3年4月1日時点ですので、現在はさらに増えていると思われま。財政面や窓口業務などの問題はありますが、子育て世帯の負担軽減として全国的にもどんどん拡充されていっている状況です。今回の検討結果が最終回答というわけではなく、引き続き検討をお願いしたいと思います。

次に、多子世帯の保育料軽減についてですが、この制度は国の制度と町独自の制度が合わさったものとなっており、とても複雑で分かりづらいという問題と、兄弟カウントの方法によって不公平感が生じるという問題があります。まずはこの2点の問題について資料で説明したいと思います。

なお、今回は多子世帯の保育料軽減の拡充を求めるものであるため、資料は保育料に係る課税

世帯のものを表しています。非課税世帯や一人親世帯などの保育料の算定方法はこれとは異なります。

まず、資料6をご覧ください。

こちらは国の制度ですが、第1子は全額、第2子半額、第3子以降は無料というのが基本となっていますが、1号、2号、3号といった認定区分によって兄弟をカウントする範囲、いわゆる兄弟カウントの方法が変わってきます。保育認定は子どもの年齢、保育の必要性、利用時間といった条件により分けられ、幼稚園は1号認定、保育所は3歳以上が2号、3歳未満が3号認定となります。こども園は教育と保育が一体化した施設であるため、入園する子どもごとに個別に認定されます。資料は分かりやすいように幼稚園1号認定と保育所2号、3号認定だけを記載しています。1号認定の場合の兄弟カウントの範囲は、年少から小3まで、2号・3号認定の場合は0歳から年長、就学前までとなっています。

次に、資料7をご覧ください。

さらにこれに令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化が併せられ、3歳から5歳児が無料となりました。

次に、資料8をご覧ください。

さらに町独自の保育料軽減が加わります。緑枠のほうは町独自を示しています。町独自の政策としては、同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園などに入所している場合、そのうち保育施設に入所している児童の保育料は2人目以降、無償とされています。つまりどういうことかということ、簡単に言うと、上の子が町内のどこかの幼稚園・保育所・認定こども園に通っていたら下の子は無料ですよということになります。このように、国や町独自の制度が合わさっているため、とても複雑で分かりづらいです。実際に保護者の方からも分かりづらいという話を多く耳にしますし、役場にもたくさんのお問合せがあると聞いております。しかし、複雑で分かりづらいですが、こういった制度によって多くの子どもの保育料が軽減され、子育て世帯の負担が減っているのも確かです。ところが、多くの子育て世帯が助かっている中、この兄弟カウントの方法によって不公平を感じている家族もあります。

次の資料9、資料10が兄弟カウントにより不公平となるケースの一例です。

まず、資料9のケース1ですが、同じ保育所に通っているA家とB家があります。A家は子どもが2人。2人とも保育所に通っていますが、こちらは保育料がかかりません。B家は子どもが4人。いわゆる多子世帯です。しかし、一番下の子は年が離れていて、上の子たちはみんな小学生以上であるため、兄弟カウントとしては第1子扱い、保育料は全額かかります。子ども2人で保

育料がかからないA家に対して、子どもが4人もいるのに保育料が全額かかってしまうB家、兄弟が多くも年齢差があると保育料がかかってしまう。これは不公平と感じざるを得ないと思います。

次に、資料10、ケース2です。

今度は同じ家庭の話です。年長と0歳の2人の子どもが保育所に通っています。この場合、保育料はかかりません。しかし、来年になると年長の子どもが卒園してしまうため、下の子の兄弟カウントとしては第1子扱い、さらには保育所に通っているのは下の子だけになるため、保育料は全額かかってしまいます。

同じ子どもが保育所に通っているのに年齢差があると、上の子が卒園すると保育料がかかるようになってしまいます。この上の子の卒園による保育料の発生は兄弟の年齢差が4歳以上だと発生します。つまり同じ保育所に通っている家庭でも兄弟の年齢差が3歳以下の家庭は、上の子が年少になったタイミングから下の子はずっと保育料はかかりませんが、年齢差が4歳以上の家庭は上の子の卒園とともに下の保育料がかかるという不公平が生じます。どちらのケースも兄弟の年齢差によるものであり、兄弟カウントの方法に原因があります。件数としてはそれほど多くないかもしれませんが、不公平感が生じる仕組みとなっているのは間違いありません。

子育て支援に不公平あってはいけないと思いますし、しかも、その理由が兄弟の年齢差という自分たちではどうしようもないものであればなおさらです。こういった不公平感は早急に解消すべきと考えますが、現在の検討状況について回答をお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

0から2歳児、第1子課税世帯の保育料の支払いをいただいている世帯は、令和4年9月現在で32世帯32人、月額合計約102万8,700円となっています。年額換算しますと1,234万4,400円となります。そのうち小学生以上の兄または姉のいる、いわゆる多子世帯は14世帯14人、保育料は月額合計46万5,300円となっています。年額換算すると558万3,600円となります。

第1子が18歳になるまでそのまま第1子としてカウントすれば非常に分かりやすく、また保育料負担軽減につながりますが、システム改修に要する経費は概算で1,000万円を超えると確認をしております。0から2歳児の第1子課税世帯の保育料の軽減については、子育て世帯負担軽減の点から多子世帯について考えるだけでなく、その他の世帯についても同時に考える必要があると考えています。

岬町では少子高齢化が進んでいるため、より子育て支援の充実を図る必要があります、保育所受入体制も整える必要があります。0から2歳児の第1子課税世帯の保育料を無償または軽減することは、町の収入源という財政的な問題だけでなく保育料を無償または軽減することによる保育士必要性も増加することから、保育士の確保や保育所受入体制も整えるということも併せて考えた上で、多子世帯やその他世帯を含めた保育料負担軽減について検討してまいります。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にておよそ560万円の町の収入源、そしてシステム改修に1,000万円以上かかるといった財政面の問題から難しいとのことですが、先ほども述べたとおり、子育て支援に不公平感があってはいけないと思います。資料11に記載のとおり、大阪府内でも河南町では多子カウント、いわゆる兄弟カウントの年齢制限撤廃、第2子以降の保育料無料化を実施しています。多子世帯だけでなく、その他の世帯も含んだ形、そして保育環境の整備も併せながら保育料軽減について検討していくということですので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。そして、その際には、やはり兄弟カウントの方法による不公平、この問題についても何らかの形で取り除いてあげる、そういった仕組みを引き続き検討をお願いしたいと思います。次に、資料12をご覧ください。

これは文部科学省が公表している令和4年度版 少子化社会対策白書に記載されている妻の年齢別に見た理想の子ども数を持たない理由のグラフです。いずれの年齢においても首位は子育てや教育にお金がかかり過ぎるからといった理由です。しかも、40歳から49歳以外は圧倒的です。日本は世界的に見ても教育機関へのGDPに占める公的支出割合が低く、特に大学教育費の家計負担割合は5割を超え、家計負担の重さが問題視されています。

資料13をご覧ください。

こちらは文部科学省が公表している平成30年度 子どもの学習費調査の結果についての抜粋であり、学校種別の学習費総額をまとめた表です。公立の小学校で年間32万1,281円、公立の中学校では、さらにその1.5倍の年間48万8,397円もかかっているとされています。幼児教育・保育の無償化など、就学前においての子育て支援はどんどん拡充されておりますが、小学校以降もまだまだ教育費にはお金がかかり、家庭への負担が大きいです。特に入学時には制服や体操服などの学校用品一式を購入しなければならないのですが、学校指定のものはどれも値段が高いという声をたくさん耳にします。これは岬町に限ったことではなく、全国的に言われている話です。

そこで、子育て支援としてこういった家計負担の割合の多い教育費に対する助成を図るべきと

考えますが、どのようにお考えでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中学校入学時におきましては、制服・体操服のほか教材費や校外学習費等を保護者の皆様に費用負担していただいているところであります。生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者と認定された準要保護者の方に対しましては、就学援助としまして学用品費や新入学児童生徒学用品費の助成を行っております。

大阪府下の団体を調査しましたところ、就学援助の対象とならない保護者の方に制服・体操服代の助成を行っている団体はありませんでした。制服・体操服の購入費用としましては、男子で約6万9,000円、女子で約7万2,000円となり、就学援助の対象とならない保護者の方に制服・体操服代の助成を行うに当たりましては約450万円の財源が必要となり、厳しい財政状況の中、現時点では困難であると考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただいた中で、中学校の制服・体操服の購入費用だけで男子が約6万9,000円、女子が約7万2,000円、やはりかなり高いという印象です。大阪府下では制服・体操服代の助成を行っている団体はないとのことですが、そういった用途を限定せず、全国的に見た場合に入学祝金という形で支給している自治体があります。

資料14をご覧ください。

近隣では和歌山県有田市、小中学校入学時に10万円を支給しています。

資料15をご覧ください。

ほかにも少し調べただけでも同様の取組をしている自治体がたくさんありました。金額や支給タイミングは様々ですが、まとまったお金が必要となる入学時に助成してもらえる、これは子育て世帯としてはとても助かります。先ほどの答弁でもこれまでの子ども医療費助成、多子世帯の保育料軽減と同様に、財政面の問題により難しいとの回答でしたが、町の存続、ひいては国の存続は少子化・人口減少といった最大の課題をどうやって克服するかにかかっていると思います。こういった難しい課題だからこそ、近隣市町村や大阪府だけではなく全国の取組にも目を向け、率先して先進的な取組を行うべきだと考えます。そして、その結果が子育てのまち岬町につながっていくと思います。

厳しい財政状況の中、決して簡単なことではないということは重々承知しておりますが、これからの岬町を支え、つくり上げていく子育て世帯、そして子どもたちのために引き続き子育て支

援の拡充について前向きに検討をよろしくお願いいたします。

以上で、この件についての質問を終わります。

次に、二つ目の質問です。二つ目は、GIGAスクール構想の実現に向けてです。

2019年12月に文部科学省からGIGAスクール構想が発表され、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、計画よりも前倒しで急速に環境整備が進められてきましたが、現在の各学校のICT環境の整備状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

GIGAスクール構想に伴うICTの整備状況ですけれども、ネットワーク環境整備、1人1台の端末整備につきましては、令和2年度に整備を完了しております。休校等の緊急事態に備え、ネット環境の整っていない家庭に貸し出しするためのモバイルルーターにつきましては、令和3年度に整備しております。

ICTを活用することにより情報の共有化などが容易となり、さらに児童生徒が様々な意見を比較検討することで自身の考えを深めたり、課題解決に生かすことで学びの充実につながっております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 回答ありがとうございます。

ただいまの答弁によると、1人1台端末の配備、ネットワーク環境の整備、ネット環境の整っていない家庭へのモバイルルーター貸出しも令和3年度までに全て完了しているということは、ICTを活用するハード的な環境は全て整っているという回答かと思えます。

次に、各学校での配備された1人1台端末を使った授業や家庭内での活用状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

各小学校・中学校とも授業内では教材の提示や意見発表、調べ学習等に端末を活用しております。家庭に持ち帰っての活用状況につきましては、淡輪小学校では通常授業における端末使用に力を入れており、一部の学年におきましては、端末を毎日持ち帰って学習用ソフトを活用した宿題等の課題に取り組んでおります。冬休み以降は全学年において家庭への端末持ち帰りに取り組んでいく予定となっております。

深日小学校では各学年で差がありますが、全学年で平均週二、三回のペースで端末を持ち帰り、

学校から配付した課題等に取り組んでおります。また、連絡帳代わりに活用し、連絡事項を学校から配信しております。

多奈川小学校では全学年、毎週末に端末を持ち帰り、学校から配付した課題等に取り組んでおります。また、5年生では担任が学年の取組をブログ形式にし、端末を持ち帰った際に家庭でブログを読んだりしております。

岬中学校では全学年、テスト前に端末を持ち帰り、学校からテスト範囲の課題を配信し、生徒が家庭で復習できるようにしております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁にて、各学校いろいろ端末を活用されているということが分かりました。

淡輪小学校においては、家庭への持ち帰りについては冬休み以降に取り組んでいく予定だが、それ以外はどの学校においても授業や家庭内でも1人1台端末を学習や連絡手段として活用しているという回答かと思えます。

次に、今度は、コロナ禍における学校の臨時休業時、こういったときには1人1台端末をどのように活用しておりますでしょうか。これはいわゆる全国的に言われている学力保障、これをもどのように行っているかということについての質問です。回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学級・学年閉鎖になった場合には、基本的には端末を各家庭に持ち帰って、学校から示された課題や児童生徒自らが課題を選択し、個々に応じた学習に取り組んでおります。

今年度、学級・学年閉鎖を行った淡輪小学校では、幾つかのグループに分け、事前に配付した課題について相互会議システムを使用し、グループごとに課題に対する説明や児童の質問に答えたりすることにより、学習保障を行っております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、臨時休業時には基本的には端末を持ち帰って課題や個々に応じた学習に取り組んでおり、淡輪小学校ではGoogle Meetを使用してグループごとに課題に対する説明や児童の質問に答えたりすることにより学力保障を行っているとのことですが、保護者の方からは、「課題が少ない」、「Google Meetへのフォローもグループで10分程度しかなく、短すぎる」、「コロナ禍になり、1人1台端末が配備されてから2年もたっているのに、なぜいまだにオンライン授業が実施されないのか」など、臨時休業時の

学力保障や1人1台端末の活用について疑問視する声があります。また、「臨時休業に限らず、コロナの場合は、濃厚接触者ということで長期間学校を休まざるを得ない子どもに対する学力保障が十分ではない。子どもは元気なのだからオンラインで授業を受けることはできないのか」といった声もあります。

資料17、資料18をご覧ください。

こちらは文部科学省が公表している新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査の結果です。資料17が小学校、資料18が中学校の結果です。これによると小学校が84.7%、中学校が86.8%とほとんどの学校で臨時休業期間中にICT端末を活用した学習指導を行っており、さらにはウェブ会議システムだけではなく学習動画、デジタル教科書やデジタル教材、学校作成教材等活用しているとなっています。ただいまの答弁でも実際にICT端末を活用しているいろいろ取り組んでいらっしゃるということですが、全国的にもICT教育の地域格差が問題視されています。その中で岬町は決して進んでいるほうではないというふうに個人的には思っています。こういった中で、今後の目標や解決すべき課題についてどのように考えておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

その前に先ほど資料の説明がございましたけども、文部科学省の調査につきましては、対象が土日を除いた5日間連続で就学した場合ということになりますので、この調査結果の中には岬町の学校は含まれてないということ、先に申し添えさせていただきます。

目標と課題ということですが、GIGAスクール構想導入から2年が経過し、教員のICT活用指導力や端末使用に関するスキルの差などが生じてきており、これらの課題を解決する必要があると考えております。課題解決に当たり、ICT支援員が各学校を巡回し、教員の指導力向上に努めているところです。引き続き、ICT活用の研修等を実施し、教員のさらなる指導力向上に取り組んでまいります。

1人1台端末につきましては、動作不良や落下等による故障・損壊事案が増加しており、修繕費の確保が課題となっております。本年度10月末現在で35台の修理があり、端末の修理期間中は予備機で対応しております。

また、今後、端末の更新時期を迎えることから、更新に伴う財源の確保が課題となっております。更新に伴う費用が高額になることから、町村教育長会を通じ、補助対象となるよう国に要望しているところであります。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、やはりこういった新しい取組に当たってはたくさんの課題があるのだなと、聞いて認識しました。その中で端末更新費用は、1人1台端末の配備を進めていた当時から懸念されていた課題かと思えます。これについては現在は国からの方針が示されていない状況と認識しておりますが、更新に伴う多額の費用を各自治体が負担することは現実的ではないと考えますので、引き続き国に要望するようお願いしたいと思えます。

また、教員のICT活用指導力や端末使用に関するスキル差についてですが、課題解決に当たりICT支援員により教員の指導力向上に努めるとの回答でした。このICT支援員についてですが、令和3年度が週5日間だったのが今年度は週1日と大幅に削減されていると認識しております。これに対し私は3月議会の総務文教委員会にて、ICTに関する技術習得は簡単なことではないため、必要に応じてきちんと現場の方が活用できるように柔軟に対応するようにしてほしいと要望していました。現在の状況を考えると、やはりICT支援員の日数を増やし、もっと活用できるようにすべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

谷地議員がおっしゃるように、やはりICT支援員の力というのは教員のスキルアップには必要かと考えておりますので、教育委員会としましては少しでも日数を増やせるように予算要求していきたいと思っております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 3月議会、そして先ほどもお伝えしたとおり、ICTに関する技術習得というのは決して簡単なことではありません。特にICT化が遅れていたと言われる教育現場においてはなおさらだと思います。そのため、現在の課題を解決できるようなICT支援体制を整備するよう検討をよろしくお願いいたします。

また、教育のICT化を進めるに当たっては、教育現場だけではなく行政全体として積極的にICT化を図っていき、それに対する必要性や課題、進め方といったことを十分理解し、教育のICT化を牽引するぐらいでないといけないと考えます。資料19、資料20に記載のとおり、岬町では今年の3月に岬町DX基本計画を策定しています。この岬町DX基本計画は現在どのような状況になっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

本町では、令和4年3月に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通じて岬町に関わる全ての人がいつでもどこからでも安全・安心なサービスを享受でき、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取組を進めております。

推進体制につきましては、令和4年4月に岬町DX推進本部設置要綱を定め、5月に関係課長で構成する岬町DX推進委員会と関係部長で構成する岬町DX推進本部会議を開催し、令和4年度は行政手続のオンライン化の推進とキャッシュレス化の推進を重点取組方針として決めました。

キャッシュレス化につきましては、9月議会で予算化をいただき、窓口にキャッシュレス決裁機の導入を行うため、現在、事業者募集のプロポーザル手続を行っております。

また、行政手続のオンライン化につきましては、ノーコード電子申請L o G oフォームを活用し、各種申請や意見募集、道路等の不具合箇所の通報などのオンライン化を進めており、町の公式L I N Eや町ホームページにオンライン申請届け出サービスの項目を設け、住民の皆様にも分かりやすく手続を案内しているところではございますが、現在のところ16手続しか掲載されておらず、作業が進んでいるとは言えない状況でございます。

オンライン化が進まない要因としては、職員がDXの必要性を感じていないこと、また、必要性を感じていても、通常業務の多忙さや何から取り組んでいいのかわからないということが大きな要因と考えております。職員の意識を改革していくためには、DXを中心となって進めていく体制なり人材を確保する必要があり、来年度の職員募集にデジタル人材の採用枠を設け、デジタル化を推進する人材の採用を行うことといたしております。

岬町DX推進本部設置要綱では、取組推進に当たっては、解決すべき課題の解決等を図るため、各課から推薦された職員によるワーキンググループを設けることを定めております。現時点では、ワーキンググループの立ち上げはできておりませんが、速やかに立ち上げを行い、専門知識を有するデジタル人材が中心となり、職員の意識を改革し、DXの推進を図ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

行政のほうでもICT化で進めなければいけないことがたくさんあるということが今の説明で分かりました。しかし、そんな中でも、職員のICTのスキルの問題とか、あとは実際にICTの必要性というところの認識の違いといった問題もあり、行政全体としてはまだうまくICT化を進められていない状況かと思えます。

そんな中で、これからの時代はこういったICT化の遅れというものが教育の遅れにつながっていく時代だと考えます。そのため、早急に教育現場のICT化を図り、子どもたちが今の時代に合った教育を受けられるようにすべきだと考えます。そして、その結果が教育のまち岬町につながっていくと思います。引き続き、教育のICT化、そして行政全体のICT化を進めていただくようよろしくお願いいたします。これで二つ目の質問を終わります。

最後に三つ目の質問です。三つ目は、若者の政治参加を促す取り組みについてです。

以前から若者の政治離れが問題視されていますが、岬町の最近の選挙の年代別投票率はどのような状況でしょうか。また、若者の政治参加を促すためにはどのような取組を実施されておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

本町では、全有権者の投票所別、男女別の投票率を集計しておりますが、年代別の投票率については、選挙人名簿から個々にデータを手作業で抽出して分類する必要があり、事務量があるため、個別の集計は行っておりません。

ただ、国の調査に基づき、令和元年の参議院議員選挙において、当時の第12投票区、岬公園の駅前ですが、この18歳、19歳の年代別の投票率を集計しており、18歳、19歳の年代別の投票率は40.0%となっております。このときの町全体の投票率は55.13%となっておりますので、18歳、19歳の年代別の投票率は全体の投票率と比較すると約7割程度となっております。令和元年の参議院議員選挙の全国調査の結果でも、全体の投票率48.8%に対して18歳、19歳の年代別の投票率は32.3%と、全体の投票率と比較すると7割弱となっております。ほぼ同様の結果となっております。

近年、若年層に関わらず、どの世代においても投票率は低下する傾向にありますが、全国調査の結果を見ると、20歳代の投票率が最も低く、年代が上がるに連れて投票率も高くなる傾向にあります。公益財団法人明るい選挙推進協会の意識調査によると、投票に対する意識では年代が若くなるほど投票するしないは個人の自由という意識が高く、国民の義務や権利で棄権すべきでないという意識が低くなる結果が出ております。

また、棄権の理由では、若年層では「仕事があったから」、「選挙にあまり関心がなかったから」、「政党や政策の候補者の人物像など、違いがよく分からなかったから」とする意見が多くなっております。本町では、若年層にターゲットを絞った投票率向上の取組は特に行っていませんが、不在者投票請求の電子申請化や公式LINEでの選挙の周知、選挙公報の電子化など、

若年層にも身近に選挙に関わってもらえる取組を行っているところでございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁だと、若者の投票率は約40%、全国平均に比べるとやはり岬町は結構高いほうかと思うのですが、数値としては低いという形かと思います。

また、若者の政治参加を促す取組についてですが、現在は公式LINEで選挙を呼びかけるなどといった意外とできていないことを考えると、こちらについても決してまだ十分ではないというふうに考えます。

若者の政治参加においては、世界的には若者の投票率が80%を超えているスウェーデンで有名なのですが、スウェーデンでは子どもの頃から学校で政治教育、主権者教育を行っています。さすがにここまでの取組はすぐに実施するのは難しいと思いますが、やはり若者と政治との接点をたくさんつくってあげることが大事だと思います。そこで、来年4月の統一地方選挙において、若年層の投票立会人を公募してみたらどうでしょうか。

資料22をご覧ください。

実際に河内長野市では若年層の投票立会人を公募しており、しかも町の広報紙でインタビューも掲載します。ほかにも全国でも多くの自治体で同様の取組を行っています。投票数以外に何らかの形で選挙に関わることによって政治に目を向けるきっかけになってくれると考えます。また、本人だけではなく、その友人など周囲の人にも波及効果が期待できるのではないかと考えます。

この若年層の投票立会人公募、こちらについてはどうでしょうか。回答をお願いいたします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

選挙管理委員会では、選挙における投票が公正に行われることを目的として、各投票所ごとに投票管理者1人と投票立会人2人以上5人以下を選任する必要があります。令和元年5月の公職選挙法の改正以前は、投票管理者は当該選挙権を有する者、投票立会人は各選挙区の選挙人名簿に登録されたものといった選任要件があり、本町では各自治区の協力を得て、投票管理者、投票立会人の選任を行ってまいりました。公職選挙法の改正により選任要件が選挙権を有するものに緩和されたこともあり、議員ご紹介のとおり、投票立会人を募集する選挙管理委員会も増えております。

また、9月議会で投票管理者、立会人の選任についてのご意見もいただいたことから、選挙管理委員会では、多くの方に選挙に関わっていただきたく、選挙への関心を持ってもらうことを目的として、来年4月に実施される統一地方選挙から、まずは期日前投票における投票立会人につ

いて、年代に関わらず募集を行うことを決定し、1月から募集を行うことといたしておりますので、まずはこの期日前のほうから実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 まず、期日前投票、これらの投票立会人を公募していただけるとの回答でしたので、やっけていただき、ありがとうございます。

期日前投票とはいへ、こういった政治に何らかの形で若者が関わるることによって、少しでも政治や町の仕組み、行政に若者が興味を持っていただければと考へます。少しずつでもこういった新しい取組を始めることが大事だと考へます。

最後に、まちづくりの原点は、やはりみんなが自分の住む町に目を向け、まちづくりに参加することだと考へます。社会や人々の生活が大きく変化する中、まちづくりに参加する仕組みもどんどん変えていくべきだと考へます。そして、その結果がみんながつくる町、岬町につながっていくと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○出口 実議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開は、15時30分といたします。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 早川 良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

本日は初めての一般質問です。町長はじめ行政の皆様、よろしくお願ひします。また、議員の皆様、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の質問、学校安全ボランティアのなり手不足について質問をしていきたいと思ひます。

学校安全ボランティアは、平素よりスクールガードリーダーを中心に学校安全ボランティアの皆様には、本当に夏の炎天下、また冬の寒い中、また悪天候時も毎日通学路に立っていただき、

子どもたちの安心安全な学校生活をサポートしていただき、大変感謝しております。

私の子どもは学校から帰ってくると、「今日は何々さんとジャンケンして勝ったよ」という言葉があります。また、「今日は何々さんと畑の話をして、こんなんしたんよ」という話をよくしてくれます。また、地域の方、日頃立ってくれているボランティアの方から、「何々ちゃん、最近よく挨拶してくれるようになったよ」とか、「楽しそうに学校へ通ってるよ」と、私の知らない毎日のふだんの登校の様子というのを伝えてくれております。このように本当に岬町の子どもたちというのは地域の方たちに見守られて学校生活を送っているということで、非常にありがたく感謝しております。

そこで、耳にする話で、学校ボランティアのなり手不足があるということをお聞きしたことがあります。そこで1つ目の質問、現在の学校安全ボランティアの現状についてお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 それでは、早川議員のご質問に回答させていただきます。

本町の学校安全ボランティアは現在93名で、淡輪地区48名、深日地区24名、多奈川地区21名であります。そのほか民生委員や住民団体、青少年指導員の協力者を合わせると、現在、約100名程度のボランティアで推移しております。この取組は平成16年度から実施しております。発足当初は40名程度でありましたが、PTA、防犯委員、民生委員等の団体のご協力によりましてその輪が広まり、数年後には150名に上る協力者がありました。ボランティアの協力者の数も10年後には115名まで減少し、直近の5年間は概ね100名前後を推移しておりますが、今年度は若干であります。減少傾向にあります。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

平成16年の発足時よりボランティアの輪が広がって150名までボランティアが増えたということで、ただし、ここ5年では115名に減り、近年100名前後で推移しているということをお聞きしました。また、今年度は若干の減少傾向があるという説明でありました。そこで、昨年PTA連絡協議会の場で見守り活動の人数が減少している、PTAでも何か協力していただけないかという協力要請が担当課からありました。そこで、やはりPTAの世代は共働き世帯が多いということで、手薄となる下校時の見守り活動について協力することが難しいという状況を回答させていただきました。そこで、なり手不足等に対する行政の現在の取組についてお聞きした

いと思います。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 この間、本町といたしましては、人材不足を解消するため毎月のみさきだよりに掲載をしたり、今年度5月に各戸配布で募集を町民に広く呼びかけていることや、今回、人権協会や他の社会教育団体にもご協力をお願いしており、新たにご協力いただける方々もありますが、高齢化並びに先ほど申されましたように、子育て世代の繁忙さも影響しまして、人材不足を解消するまでには至っておりません。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

広報紙等で広く呼びかけていただいているが、ボランティアの高齢化や、また子育て世代の参加が難しいということで、人材不足が解消するまでには至っていないとの回答でした。そこで、新たな取組として、他市町村で取り組んでいる防災行政無線を使用した子どもたちの呼びかけによる見守り活動、ながら見守りを実施してはどうかと提唱します。

一例としまして、千葉県の鴨川市の放送内容を紹介したいと思います。これは子どもたちの声で実際放送している内容です。

「地域の皆さん、いつも見守っていただきありがとうございます。午後3時になりました。私たちが気をつけて下校しますので、下校中の見守りへのご協力をお願いします。」、こういった放送内容です。このような内容で、毎日下校時に子どもたちの呼びかけをすることにより、地域の方へ見守り活動へのご協力を呼びかける活動でございます。放送を聞いた地域の方は下校時の時間に合わせて家の前に出て、花に水をあげたり、掃除をしたり、また犬の散歩やウォーキングをしながら日常生活の中で無理なく子どもの安全に目を向けることで、子どもの安全を通じて地域の安心、安心だけではなく、犯罪の起きにくい雰囲気を見いだすことができるという活動でございます。学校安全ボランティアのなり手不足も補うことが可能だと思ふ。そこで、防災行政無線を使用しての見守り活動の実施について、町としてどうお考えかお伺いします。

○出口 実議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 子どもの見守り活動はまさに全町的な取組が必要でありまして、学校安全ボランティアに登録しなくても、日常生活をする中で子どもを見守り意識を持っていただくことを広報紙やホームページなどで啓発してまいりたいと思います。

防災無線を使用しての見守り活動は過去に行っておりましたが、下校時間帯の放送は住民から苦情があり、中止した経緯がありました。放送を行うのであれば時間帯を考え、事前にしっかり

と開始することを町民の皆さんにご理解いただき、ご協力を仰ぐ周知を行わなければならないと考えております。

また、見守りの効果を高めるために児童の声を放送を行うというご提案ですが、これは各学校の協力も必要となることから、今後、学校と検討してまいりたいと思います。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 過去に様々な意見があり、放送を中止した経緯があるとのことですが、私も長年夜勤勤務をしており、昼間日中に仮眠をすることが多々ありました。そこで、放送がうるさい等の苦情が多いと聞くのですけれども、やはり岬町としまして子どもの安心安全を守ることは町の第一優先であるということをしっかり町民の皆様にご説明し、ご理解していただき、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、フードバンク事業についてです。

フードバンクとは、安全に食べられるのに破損や過剰在庫等により流通に出すことができない食品を寄贈していただき、必要としている団体に提供、またはSDGsの達成のため、食品ロスやごみの軽減を促す活動です。そこで、現在、交流喫茶等を実施している団体は岬町にどの程度あるのかお聞きします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 早川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

各自治区の集会所などでは地区福祉委員会、自治区民生委員・児童委員、ボランティアの方々が中心に一人暮らしの高齢者などの孤立を解消し、介護予防教室などを行うふれあいいいきサロン、子どもから大人まで垣根をなくし、集い合い、つながりを深める場としてコミュニティカフェが実施されています。ふれあい喫茶サロンでは3か月に1回程度を基本に、コミュニティカフェ活動では概ね月に1回程度実施されています。

さらに、地域の交流、居場所づくりを目的に、住民主体による地域活動を行っている団体が6団体ございます。また、長生会の集い、カラオケなど、趣味を共有するグループの集まりなどがあり、そのほか自主的にボランティアの方々が行う交流喫茶などが広がっています。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 ありがとうございます。

岬町ではたくさんの方々のボランティア団体の皆様が活動していただき、地域交流、また居場所づくりに取り組み、高齢者の引きこもりや地域からの孤立を防止すること、また子どもたちの居場所づくりに取り組んでいただき、大変ありがたいことです。そこで、コミュニティカフェや交流喫茶

などで提供されている費用等はどのように賄われているのかお伺いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

開催時に必要な費用等につきましては、ほとんどは参加費で賄われています。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 ほとんどが参加費で賄われているということでもあります。各ボランティア団体の利用者には、なるべく低価格で食費などを提供できるように、苦慮また努力されているとお聞きしております。また、フードバンク大阪に登録しているが、堺市まで取りにいくのが不便だとお聞きしています。そこで、岬町にフードバンク事業があれば活用する団体が増えると思うが、町独自で実施する考えはないかお伺いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。先ほど議員のほうからご紹介がありましたフードバンク事業につきましては、安全に食べられるのに、包装の破損や過剰の在庫、印字ミスなどの理由で流通することができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体などに無償で提供する活動でございます。岬町が自らフードバンク事業を実施することは困難であると考えますが、地域活動を行っている団体からフードバンクがあればいいなという声をお聞きします。現在コロナ禍において思うように活動ができないという状況にもあると聞いていますので、今後のことも見据え、関係機関、関係団体からの意見を伺いながら調査研究をしてみたいと考えます。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 近隣の泉佐野市でもこの8月1日より、泉佐野市の独自のフードバンク事業が開始されました。岬町のボランティア団体も岬町にフードバンクがあればぜひ利用したいという声もお聞きしております。また、畑等で野菜をつくっている方々も、余った野菜は、そういう場があればぜひ提供したいとおっしゃられています。ぜひ、岬町でも独自のフードバンク設立について検討していただけるよう要望し、私の質問を終了したいと思います。

○出口 実議長 早川 良君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は、15時52分でございます。

(午後 3時46分 休憩)

(午後 3時52分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

現在、臨時国会が開かれていますが、コロナ対策についても、物価高騰から国民生活、事業者を守る対策についても成り行き任せ、無為無策と言うべき状況が続き、大臣の辞任ドミノからも政権を担う資格なしというほかありません。統一教会との底なしの癒着に至っては、政府・自民党自らによる調査も説明も行われず、被害者救済においても役割が果たされない重大な懸念があります。統一教会との癒着は、国政、都道府県政、地方政治においても全国各地で政治が歪められてきた疑いが色濃くなっている実態が明るみに出ており、全容解明が必要です。そんな中で、防衛費だけは現在の5兆円台を5年後には倍の11兆円に拡大すると明示し、軍事大国化への道を突き進もうとしています。

大阪府は大阪府で、万博とカジノIR推進に血道を上げ、コロナ禍でも急性期病床を減らし続けるなど、広域自治体の役割を果たそうとしていません。こうした下で、最も身近な地方自治体である岬町の果たす役割と責任が一層重さと重要性を増しており、住民生活、事業者を守るための最大限の努力を求めて、以下、質問をいたします。

まず、初めに、コロナ感染症対策の強化について質問をいたします。

早くもコロナ第8波が始まり、インフルエンザとの同時流行も見据えた医療・保健体制の強化が急がれます。第8波以降、発生届の対象が限定され、医療へのアクセスが第7波より一層遠のいています。それだけに身近な地方自治体に住民の命と健康を守る役割の発揮が強く求められています。限られた時間ですので、コロナに関わっては2点についてお尋ねいたします。

1点目は、出張型臨時発熱外来の設置についてであります。

大阪府から市町村に出張型臨時発熱外来の設置が要請されましたが、要請の内容を岬町ではどのように対応する計画か、また住民への周知についても併せてお答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大阪府は、第7波を上回る新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大と季節性インフルエンザの同時流行が想定されることから、第8波に向け事前の備えや対策が必要であるとして、対応強化方針が示されました。

その一つに、感染規模を踏まえた医療・療養体制の強化として、発熱外来体制の拡充を図るた

め、出張型臨時発熱外来の設置について市町村及び医師会に対して要請がありました。要請の背景には、新型コロナウイルスの検査ができる診療検査医療機関の指定の割合が診療所では指定ありが28%、指定なしが72%、病院では指定ありが69%、指定なしが31%という現状で、指定を受けない医療機関の主な理由としては、施設の構造上、発熱外来等とその他の患者の分離が困難、また、かかりつけ患者への感染リスクが懸念されるといったことなどが理由で、発熱外来を実施しない医療機関の医師などの協力で、市町村地区医師会が主体となった臨時発熱外来を設置するよう要請されたところです。

具体的には、対象期間として、11月中旬から翌年2月中旬のうち特に発熱外来が逼迫する1か月半程度で、人口規模等に応じて市町村に1か所以上の設置、また休日等は最低1か所を確実に設置することが要請内容となっております。

そこで岬町の診療検査医療機関についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の診療検査体制について、大阪府はこれまで発熱外来を実施する診療・検査医療機関の確保のため、支援制度の創設、直接文書や電話による働きかけにより、保健医療機関の約3割である2,800余りの施設に指定を受けていただいたところで、岬町においても町内医療機関9か所のうち6か所が指定を受けております。この指定の数は10万人当たり指定数に換算して比較しても大阪府下を上回る指定の数で、この6か所のうちかかりつけ患者以外の方も受診できる医療機関が5か所あり、日々、患者さんの診療に大変ご尽力いただいているところでございます。

大阪府の要請による市町村地区医師会が主体となって行う発熱外来を設置することは岬町においては、医師・看護師や事務員の確保のほか処方箋を受ける調剤薬局も必要で、診療検査医療機関として発熱外来を担っていただいている上、さらに市町村地区医師会が主体となって行う発熱外来に出務していただくことは医師の負担が大き過ぎるため、困難であると考えます。

大阪府が要請する市町村地区医師会が主体となって行う発熱外来のほか、特に休診となる医療機関が多い日曜・休日・年末年始についての発熱外来については、泉佐野・泉南医師会と泉佐野市以南の3市3町と連携を図り、各医療機関のご協力の下、輪番制で休日による臨時の発熱外来を設置いたしました。

岬町、阪南市、泉南市の2市1町では五つの医療機関にご協力をいただき、11月27日から1月15日の間の休日・年末年始の体制を確保しております。休日に受診できる発熱外来の情報につきましては大阪府のホームページで公表されるほか、岬町ホームページ、LINE公式アカウント、また各戸配布で休日に受診できる発熱外来について住民の皆様にご周知させていただきたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 たくさん答えていただきまして、診療検査医療機関という専門用語といいですかね、あまりふだん聞き慣れない。コロナになってからはたびたび聞くようになりましたけれども、その医療機関の指定についていいますと、繰り返しますが、先ほどの答弁の中で、岬町内では9か所中6か所で指定を受けていると。要するに、発熱外来を行っているところということなのです。コロナが心配だという人がコロナかどうかPCR検査を受けたいから、どこへ行こうかと思ったときに行ける先が岬町内では9か所中6か所で行っていると。これは私は、岬町内で診療所を開設されている医療機関、医師の皆さん、スタッフの皆さんに本当に頭が下がるなというふうに思うのです。

町村ほど開設の割合が高くて、岬町においては、この開設割合、10万人当たりの指定数の割合でいうと83.3%という、大阪府下のダントツトップです。これだけ本当に先生方、看護師さん、また調剤薬局の皆さん、事務の皆さんも努力いただいているということは本当にありがたいと思いますし、やはり心配なときは医療機関に直接かかるということが何より大事です。ですので、そういう意味では、岬町は平日については非常に恵まれているというふうに以前から思っておりましたが、休日・夜間が心配ということなのです。

それで、府からの要請を受けて年末年始にかけても医師会とも調整をいただいて、11月27日から1月5日については開設が決まったということで、その周知についてもご案内があったところ。より分かりやすい周知に努めていただきたいと思います。

それで、先ほど私、第8波から、より一層医療へのアクセスが難しくなったというように、簡単にそういうふうに言ったのですが、ここ数日は、毎日更新される大阪府の陽性者数が6,000人台、そういう数になっていますけれども、それは2種類ありまして、発生届の対象というのが4種類の方々だけが発生届を出す方というように限定されてしまい、65歳以上と入院を要する人と妊婦と重症化リスクのある人とこの4種類の人しか、病院に行って陽性が確認されても病院から保健所に届け出してくれないのですよ。基本的に、65歳になっていない人は陽性が確認されても自分でインターネットで大阪府の陽性者登録センターに登録してくださいという制度に変えられてしまいました。非常に不親切だと思います。確かに、事務が膨大になって大変だったと第7波のときにそういうことはありましたけれども、そういう意味では、大阪府が発表している6,000人というのは、64歳以下の届け出が自分でできないという人がたくさんいる上での6,000人と違うのではないかと私は思っていますので、そういったことから、身近な地方自治体、岬町の役割が非常に大事だということを申し上げています。

コロナの二つ目についてお聞きします。陽性となった方への食糧支援についてお聞きしたいと思います。

前回の一般質問で松尾議員からも食糧支援について質問と提案がございました。今回、私がお聞きするのは、岬町独自の食糧支援の運用の見直しであります。岬町でも既に独自に食糧支援の仕組みを備えていることは評価するところでありますけれども、基本的に、大阪府の食糧支援の利用が前提になっています。要は、大阪府の食糧支援を受けると。申し込んだという人でないと岬町の食糧支援の制度は利用できないということが原則になっているという状況を以前から聞いております。それで、今回提案するのは、大阪府の食糧支援に申し込んでいなくても岬町独自の食糧支援が利用できるようにして、さらに周知も徹底するべきだというように考えておりますが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

岬町の独自支援の仕組みにつきましては、当初、新型コロナウイルスの陽性者が自宅療養を行っていただくための生活支援として、大阪府が実施する自宅療養配食サービスの食糧が届くまでの3日間程度の期間を補うため町独自の支援策の仕組みを設けさせていただいたことは、これまでも説明をさせていただいたとおりでございます。

さきの新型コロナウイルス第7波において、新規感染者数の高止まりが続いている中、大阪府の自宅療養者配食サービスは、自宅待機SOSの1日分の簡易配食を申し込むことができ、さらに継続して配食が必要な方は、配食パルスセンターで申し込みすることができたことにより、町独自で当初設けた大阪府が実施する自宅療養者配食サービスの食料が届くまでの3日間程度の期間を補う仕組みの必要性がなくなりました。

現在、大阪府では、配食サービス・パルスオキシメーター貸出しについては、パルスオキシメーターは、原則、申し込んだ当日に配送、配食サービスの簡易配食は原則11時までには申し込みば翌日に2日分の食料が配送され、通常配食は15時までには申し込みば翌々日に療養解除予定日までの食料が配送されますので、簡易配食を申し込む際、通常配食も同時に申し込みば、療養解除予定日までの食料が配送される仕組みとなっております。

ただし、申し込みできるのは発生届が出ている方、もしくは陽性者登録が完了した方、大阪府管轄保健所管内で自宅療養中の方が対象で、無症状の方、外出可能な同居家族がいる方、症状があった場合で症状軽快から24時間以上経過し、食料品の買い出しが可能な方は申し込みできません。大阪府の配食サービスの対象者であっても何らかの事情で申し込みできなかったという方

もおられるかもしれません。そのような方でも支援が必要な場合には対応できる仕組みとなっていますので、相談があれば柔軟に対応していきたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の説明で大阪府の配食サービス、食糧支援については徐々に改善されていることも分かりました。そして、何らかの事情で府の配食サービスが利用できないという方もおられる。そういった方には相談に乗って柔軟に対応するという答弁で、いい答弁だというふうに思います。実際の運用の中でそれをしっかり貫いていただきたいと思います。

一言言っておきますが、府の仕組みは確かに改善されているのです。それで、今の松井部長の答弁を聞いていたら、すぐにでも届くのではないかとというように聞こえます。ただ、よく聞くと、11時まで申し込めば翌日に配送、それは出発するだけのことなのです。届くのはいつですかという話なのです。

私の知人は先月陽性になりまして、陽性が確認されてから届いたのは3日後でした。ですので、そのときの交通事情であるとか、いろんなことによって発送は翌日になるかもしれない。それで、11時を超えたら発送自体がその翌日になるわけでしょう。だから、以前は確かに5日も6日も7日もたってから届いたと。元気になってからご飯をもらっても仕方ないよというような時分がありましたよ。そのときに比べたら随分ましにはなっているのだけれど、必要なときに必要なものがすぐ届くということが大事なのです。だから、身近な自治体が大事なのです。

岬町で連絡を受けたらその日のうちにすぐに食べられるものが届けられる可能性が大いにありますよね。私の知人に聞きましたら、3日後に届いたやつはレトルトとか、もらえるだけありがたいといったらそういう話かもしれないですがとその人も言っていました、食欲が湧かない。ようやく4日後にいわゆるお弁当の状態のもの、調理がなされたものが届いたのが4日後だったということなのです。

岬町内で民生委員・児童委員の皆さんなどが協力しようと言ってくれておられるわけでしょう。その方の場合、例えばですが、人の手を介して岬町内で作られた食材が提供できる可能性が大いにあります。それで、これははっきり言いますが、ニーズはかなり少ないと私は思っていますよ。岬町は本当に多世代で生活しているご家庭も多いですし、やはり人間と人間の関係が近いわけですよね。親戚が近くに住んでいたり、友だちとの関係も近かったりして、何か作ったものを持って行ってあげようかというような、そういう関係性が築かれているまちだと思っています。ただ、そういう関係性がない方もおられますので、そういう意味では可能性としては低いものだけれども、それだけにかかるお金も少ないと思います、必要になるお金も。それですから、やはり

隙間を埋めるサービスができるのは身近な自治体の岬町だと思いますので、これについてはしっかり、周知についてさきほど答えませんでした。ぜひ、周知についても積極的に行っていたきたいですし、相談があったときに大阪府の食糧支援を申し込んでいますか、ありますけれどもかですね、そういう話をはじめると、それをしていないといけないのかというふうになるといけませんので、必要な方にはきちんと届けられるようにしていただきたいと思います。

先ほど答弁の中でおっしゃっていましたが大阪府の食糧支援を受けるには、発生届があるか陽性者登録センターへの登録が必要、先ほど私が言いましたとおり、陽性者登録センターへの登録は本当に大変です。皆さん、そんな機会はなかなかないと思いますけれども、ウェブ上で自分の身分証明を写真に撮って貼り付けないといけません。次に陽性になった証拠を写真に撮って貼り付けないといけません。自分の名前や住所や性別や、それを入力するだけでも陽性になっていたら大変ですよ。それ以上に、いろんな資料をつけて登録しないと色々なサービスそのものが受けられない、64歳以下はそういう脅威に置かれているわけなのです。だから、身近な自治体が頑張してほしい。そのことを重ねて申し上げておきたいと思います。

二つ目に行きます。空き家対策について質問します。

空き家の増加は防災上や景観上の問題が発生するなど、空き家の解消は住民的にも要望の高い行政課題であります。岬町としても空き家バンク制度の創設以来、様々な努力がなされ、昨年10月には空き家活用株式会社との連携の協定も結ばれています。空き家対策の取組や実績についてお示しいただきたいと思います。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家対策事業のうち、私のほうからは空き家バンク制度につきましてご説明させていただきます。

平成28年度の制度開始以降、登録件数が伸び悩んでいたことから、平成30年10月に登録要件を不動産会社を介さなくても空き家の所有者が空き家バンクに登録できるよう緩和措置を講じ、制度の見直しをし、固定資産税の納税通知書にチラシを同封して周知を図るなどの取組を実施しております。

今年度につきましては、4月にホームページを全面的にリニューアルし、公式LINEでの配信やインターネットの問合せ受け付けを可能にするなどの取組に努めてまいりました。このことから、今年度、空き家バンクの新規登録件数は8件、契約成約実績が8件、買いたい・借りたい方からの相談が76件と、平成28年度の制度開始以降、最高の件数となっております。

空き家バンク制度は町内で問題視される空き家解消や移住定住の促進のためにも重要な取組と捉えておりますので、引き続き優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 私のほうから、空き家対策の進捗実績について、全庁的な取組みについて答えさせていただきます。

空き家対策事業のうち空き家活用株式会社との連携協定につきましては、平成31年3月に策定した岬町空き家等対策計画に基づく取組の一環として、官民連携による効果的な取組が必要であると認識していたところでございます。そのため、本町といたしましても、空き家等を利活用した事業を展開する民間事業者である空き家活用株式会社と令和3年10月に連携協定を締結し、地域の活性化に向けた実証実験に取り組んでまいりました。

実証実験の進捗としましては、町内の空き家を活用したワーケーションスペースの創設検討、淡輪10区、11区での空き家実態調査、多奈川東畑地区の空き家をYouTubeで配信するなどの取組を実施しております。

実態調査については、地元のどないしたらえん会のご協力をいただき、現地調査を本年9月下旬から10月下旬にかけて実施したところでございます。調査の結果につきましては、全体調査件数が386件に対し29件が空き家などの可能性であることが判明いたしました。今後は空き家所有者様へのダイレクトメールを送付し、空き家に関する相談助言や空き家の市場への流通、空き家所有者と空き家利用者をつなぐポータルシステムの構築など、引き続き取組を進めるとともに、対象地区の範囲の拡大も検討したいと考えております。

次に、多奈川東畑地区の空き家については、所有者様の意向を元に、空き家活用株式会社が買い主を見つけるためモデル的にYouTubeで動画を配信したところ、配信後1週間程度で動画再生回数10万回以上、現在は20万回以上視聴され、購入希望者からの問合せ件数も60件以上となっており、現地見学会も行う予定で進めており、岬町の空き家の潜在的な価値や魅力、官民連携による取組の重要性を再認識しておるところでございます。空き家対策については重要な取組と捉えておりますので、引き続き優先的に取り組んでまいります。

なお、空き家対策については、総合的な取組が不可欠と認識しており、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部との連携協定により開催している不動産困り事無料相談会の開催や空き家再生事業として補助金の交付、危険な空き家の解体補助金の交付、また関係法令等に基づく指導など、様々な取組も併せて実施しており、これらにつきましても引き続き関係各課と連携して取り組んでまいります。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 空き家バンク制度については、制度を改善することも通じて、また周知についても努められて、今年度は過去最高の到達を築いているということでありました。

一方、空き家活用株式会社との連携協定から二つの取組がご紹介されました。そのうちの1つ目についてももう少しお聞きするのですが、空き家と思われる29軒に対してダイレクトメールを発送すると。これは誰が発送するのか。それから、その取組そのものが個人情報保護条例には抵触しないのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、発送の準備を進めておりまして、本町のほうの企画地方創生課のほうで発送する方向で現在調整しております。

それと、個人情報の保護の観点なんですけど、法律に基づいて実施しますので、特に問題ないと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの答弁にあつたとおり、ワーケーションスペースなど、いろんな意味で空き家の活用が進めばいいなというように思います。

二つ目に紹介された事例についてももう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

動画が撮影され、それがYouTube配信をされたというところで、なかなか動画の再生回数が非常に多く好評だというご報告でした。私も拝見はいたしました。それで、非常に好評なので、現地見学会も予定されているということでありましたけれども、この現地見学会というのは誰が主催するのかお聞きしたいということと、それから、今回東畑の物件がこのモデル事業として取り扱うということになったいきさつについてお聞きしておきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

現地見学会についてはですね、空き家活用株式会社のご協力をいただきながら見学会を進める方向で現在調整しております。ただ、所有者の意向等もございますので、所有者の参加についても現在検討しているところでございます。

それと、YouTubeに載せたいいきさつにつきましては、まず、所有者のほうから空き家バンクのほうにご相談がございました。所有者の意向としましては、早い段階で土地・建物を処分したいというお話がございました。都市整備部のほうで空き家バンクを所管しておりますので、

担当者のほうが空き家活用株式会社と現在連携協定を結んでおりまして、今回こういうY o u T u b eでの取組というのを進めているというお話を所有者のほうにさせていただいたところ、所有者の同意を得まして、空き家活用株式会社と直接お話し合いを持っていただき、Y o u T u b eの掲載に至ったということが経緯でございます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の説明ですと、早く処分したいということが主な理由であったというように聞きました。私はこの話を聞いたときに、空き家バンクに載っているのもう一つ空き家の活用についての仕組みをつくと。悪いわけではないのですよ。いろんな手法を通じて一つの行政課題を解決するということは普通ですからね、それはいいのですが、そうしましたら、すみ分けといえますかね、空き家を処分したいです、人に貸したいですというふうに相談に来られた場合に、この物件は、またこの所有者のご意向なら空き家バンクにしましょう、また、こういうケースなら空き家活用株式会社に紹介しましょう、そういう線引きというか、基準は設けておられるのでしょうか。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えします。

今回のケース、まず空き家バンクに登録に来たというところから始まっておりますので、連携協定のモデル的な事業というところでY o u T u b eに載せてですね、これにつきましては空き家を処分するだけじゃなくて、岬町の魅力等も併せて情報発信していただけるということで、今後につきましては、モデル的なケースなんで、引き続き同じような形を全て取るのかといいましたら、なかなか難しいところがございますが、今回初めての取組として試行的にやったというところが現状でございます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 特段の基準は設けていないということは分かりました。確かに岬町の魅力もよく捉えながら発信されているなど私も動画を見て感じているところです。

もう少しお聞きしますが、今回、動画に関わって空き家活用株式会社としてはボランティアで行っているわけではないと思いますので、報酬を得ていると思います。これはいつ誰が払うのかお聞きしておきたいと思います。併せて、その金額が発生しているとするならば、その名目は何なのか確認しておきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家活用株式会社につきましては当然ボランティアでやってるわけではございませんので、所有者とそこの会社の話合いの下、金額を決定しているというところでございます。あくまでもこれは行政が強制的にそこと契約してください、もしくは話合いがうまくいかなかった場合でも、そこは全然、我々が強制を強いるものではありませんので、そういうことはお伝えしております。

こちらの物件につきましては、あくまでも所有者のほうですぐに処分したいと、無償で処分したいんやというお言葉がございました。成功報酬的な形で費用が発生してくるんですけど、アドバイスもあって所有者にも幾分お金が入る、また、空き家株式会社のほうにも利益が得るような形の金額を設定しまして、そちらのほうで所有者と空き家活用株式会社のほうで合意がなされたということで、金額は言いませんけど、幾らか設定しまして売出しをしているというところでございまして、契約が成り立てば成功報酬的な部分になるかと思うんですけど、所有者様のほうから空き家活用株式会社のほうにお金のやり取りがあるというところでございます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 金額は言わないのですか。売却価格はインターネットで動画を見たらすぐ分かるので言っておきますが、200万円ということで売り出している物件です。

今のお話ですと、成功報酬的に支払うということで、そちらが金額をおっしゃらないので私も一応伏せておきますけれども、売れたら、何がしかのお金が所有者から空き家活用株式会社に支払われるということが確認されました。

名目についてお答えにならなかったのですが、成功報酬的に支払われる何がしかの金銭ですね、それは一体どういうものなのか。例えばですね、一般的な不動産売買の場合は、仲介手数料という言い方をされますけれども、参考までに申し上げますが、仲介手数料の場合、金額ごとに手数料の設定がされておりまして、今言っている200万円の物件の場合、200万円で売れた場合は成功報酬は5%というふうに法律で定められていて、10万円ということになるわけですね。成功報酬的とおっしゃいますが、何がしかの金銭について、支払われる金額については一体何なのかよく分からないわけですね。仲介手数料ということなのか、YouTubeで配信をすることですから、宣伝という費用になるのか、そのあたりについてご承知でしたらお聞きしておきたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、仲介手数料という形ではございませんで、広報、また制作費という位置づけで契約をされていると聞いております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 広報制作費、宣伝の効果は非常に高いと私も拝見して思いますので、なるほどというふうにお聞きいたしました。ただ、私は1点不安に思いますことがありまして、この何がしかの空き家活用株式会社に支払われる金銭が実質の仲介手数料というふうにならないのかということが懸念するところあります。この空き家活用株式会社はホームページで不動産業ではないとうたっています。ということは、いわゆる宅地建物取引業者ではないということだと思います。全てそういうものが実質的に宅建業と認められる行いをした場合に宅建業法に違反をするということになってしまうわけですが、そこは實際上、違反していない、そういったことは行ってないということを岬町としては確認をされているのでしょうか。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの取組につきましては、我々も先進的な取組の一環として、先行事例等もYouTubeで配信されているほかの市町の情報等もございましたので、そこまで違反になるかとか、その辺のほうは確認は取れておりませんが、連携協定を結ぶ中で何とか町の空き家物件を有効に利用いただけるような、希望者がたくさん現れるような情報発信の方向となっており、かなりの反響があったということです。違法であるかというところは我々は違法でないということを認識の下、事業実施しているものでございます。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 お気持ちは大変よく分かります。それに動画の反響も非常に大きいし、動画を再生したらその下に書き込みがたくさん出てくるのです。興味がある人がたくさん書き込んでくれます。今にも売れそうだなという感じがありまして、担当課としてはお喜びになっているのは非常によく分かるし、私もその点だけ見たらうれしいです。岬町のこともいいように描いてますね。ドローンも使って上空から、山が近い、緑がいっぱい、そして釣りが好きな人には最適とって海まで見渡せる。皆さんもぜひ動画を見てくださいよ。岬町のいいところが満載ですよ。餅は餅屋、プロだなと思って見せていただいて、なかなか話もおもしろいです。社長が大阪のご出身ですね。バラエティックな感じで、動画そのものとしても非常に楽しめます。9分少々ですから、ぜひご覧いただきたいと思います。私、回し者ではないのですけれどね、自分の率直な感想を今、言わせていただきました。

それで、違法ではないと思って、それはそうですね。違法と思って協定などは結びません。ただ、私はね、もし宅建業法に違反するような行いがあるとなれば、事は重大だというように思

うのです。岬町にとっても信用失墜で、今回1人の方を強制はしていないけれども紹介しているわけでしょう。ですので、そこについてはよくご確認をいただきたいと思います。

私も宅建業法はそんなに明るくありませんので、その道のプロの人に少し意見を聞いたり、自分でインターネットで調べた範囲のことなのですけれども、宅建業法に違反するかどうかというのは、成約、契約の成立にどの程度尽力したかによるわけなのです。それで、さきほどお答えになられた現地の見学会、これを空き家活用株式会社の協力も得て行う、これがちょっと危ないですね、率直に言います。宣伝広告にとどめる、その程度にしておいたほうが、過去の裁判の事例なども私も幾つか研究しましたが、ちょっとやっぱりね、売れるための働きに足を踏み込んだ場合に、宅建業法違反というふうに裁判では判例もありますので、そこは少し気をつけておいたほうがいいのではないかと私は個人的にこの機会に進言しておきたいと思います。ぜひ、岬町が契約もしている相手ですから、グレーなことがないようにということは、点検はしておくほうがいいのではないかと進言しておきたいと思います。

でも、いろんな取組を通じて空き家対策が解決・解消され、交流や転入の人口が増える、そのことに結びつくことは望ましいことだというように思いますけれども、そこに法律との関係で危ういことがないようにという注意を喚起しておきたいと思います。

3点目のインボイス制度についてお聞きします。

消費税のインボイス制度についての対応についてお尋ねしますが、来年10月から開始予定のインボイス制度ですが、中小業者やライター、アニメーターなどのフリーランスの経済的・事務的な負担を大幅に増やすことから、多くの事業者が事実上の廃業に追い込まれる懸念があり、反対の声が急速に広がっております。そんな中で、地方自治体の一部でインボイス無登録者や免税事業者を公共調達や入札から排除するという動きがありますが、岬町ではどのように対応する方針か簡潔にお答えください。イエスかノーかだけでも構いません。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 簡潔にということでございますので、結論だけ申し上げさせていただきます。

この件につきましては総務省のほうから本年10月7日付で、地方公共団体が適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者であるなしを条件として入札等に条件を設けることは適切でないという通知が出されておりますので、本町においては、適格請求書発行事業者の有無によって入札条件等を設ける予定はございません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構でございます。次に行きます。

特別支援学級・通級指導教室の運営について質問をいたします。

今年4月27日に文部科学省から特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知が出されました。小中学校では視覚・聴覚など身体的障がいから知識障がいや自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、特別な支援が必要な子どもたちが増えていることから、子どもたち一人一人の特性に見合った学びの場を保障するために、特別支援学級や通級が設置されております。さきに挙げた通知により、来年度から特別な支援が必要な子どもたちの環境が変わる可能性が大いにありますので、この機会にお尋ねいたします。

まずは、通知の要旨をお示しいただきたいと思っております。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一

○澤教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年4月27日付で文部科学省より特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての通知が発出され、同年5月10日付で大阪府を通じ市町村に通知がされたところです。主な内容としましては4項目あり、1つ目は、特別支援学級及び通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、として、通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小中学校等に通級による指導の場を設けることが容易でない場合、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。

二つ目は、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について、として、障がいのある児童生徒が必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続しない状況は、実質的には通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず不適切であること、また、支援学級に在籍する児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達段階に応じた授業を行うこと。

三つ目は、特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数については、として、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられてない場合は、自立活動の時数を確保すべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

四つ目は、通級による指導のさらなる活用について、として、通級による指導の実施形態については、自校通級、他校通級、巡回指導、それぞれの実態形態の特徴、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。

以上の4項目となっております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1つ1つについて表現が聞き慣れない難しい印象を受ける言葉でもありますので、掘り下げたいところではあるのですが、私には残りの時間がわずかでありますので、引き続きお尋ねしたいと思います。

この通知に岬町として来年度からということですので、どのように対応を進めておられるのか、また、どうしていくのかお聞きしておきたいと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一

○澤教育次長 ご質問にお答えをさせていただきます。

文部科学省からの通知を受けて、個々の児童生徒の教育的ニーズの整理と障がいの状況等を踏まえた教育課程の編成について、今年度は支援学級・通級指導教室に在籍している児童生徒の状況を調査し、教育課程、自立活動の内容、支援学級・通級指導教室に通っている時間数、本人・保護者の希望等を整理し、学校と協議を行っております。

支援学級・通級指導・通常学級といった多様な学びの場について検討を行い、学びの場の変更等がある場合には、本人や保護者に対して、文部科学省の通知内容も含めて今後の方向性と学校の考え方等を説明させていただいております。そのような検討や協議を元に、泉南郡の就学支援委員会等において来年の学びの場を決めていきたいと考えております。

支援教育の在り方については従来どおり、ともに学び、ともに育つ、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が自分の力を発揮し、互いの違いを認め合う集団づくりを構築していくことには変わりなく、今後も一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を努めてまいります。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今おっしゃった中の学びの場の変更がある場合、そこがやはり一番気がかりなところなのです。私はこの文部科学省の通知そのものを是とするものではない、是とも非ともなかなか判断しづらいところもあるのですが、大阪府下で広く進められているインクルーシブ教育、今、説明がありましたけれども、障がいのあるなしにかかわらず、関わり合いながら、違いを認めながらともに育つ、ともに学ぶと、その構成自体は国際的にははっきり言って当たり前のことだし、日本は全体的に少し遅れていますが、大阪ではそういう意味では先んじた取組を過去から進めているというように考えていますので、その中で文部科学省がこういった通知を出してきたということで、学ぶ場、要するに在籍が変わるということが発生するわけですね。そういったときに、おっしゃったとおり、より保護者に、また本人の希望もよく聞いていただいて、丁寧に

対応していただきたいとお願いしておきたいと思ひますし、子どもたち一人一人の障がいの実態に合わせて、一人一人の発達・成長が保障できる教育環境を整備することを求めておきたいと思ひます。

時間があればもっといろいろやり取りできるのですが、ちょっと残念ですが、ぜひ、ご努力いただきたいと思ひます。

最後の介護保険についてお尋ねいたします。

国において介護保険法の見直しが検討されております。その内容を簡単にご紹介ください。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

簡単にとということですので、厚生労働省は2024年の介護保険制度改正に向けた議論が行われており、検討課題としては、サービス利用料を2割ないし3割自己負担する人の対象拡大、ケアマネジメントの有料化、介護老人保健施設などの相部屋を有料化、低所得者の特別養護老人ホームなどの食費・居住費軽減見直し、福祉用具貸与の見直しなどがあり、介護給付や負担を巡る主な論点となっております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 時間短縮にご協力いただきましてありがとうございます。

などということで、大きくは七つの項目があります。先ほどご説明のあった介護サービスの利用料の2割、3割負担の対象の拡大、これは一言で言うと何のこと言っているのかよく分からないかもしれませんが、介護保険というのは利用したら利用料というものを払うわけですが、それはもともと原則1割負担ということになっていましたよね。それが既に一定所得以上の方には2割負担、3割負担というふうに既に改悪されてきています。それをさらに所得制限を見直して、今1割負担の人を2割負担や3割負担の人の仲間に入れてしまおうと、そういうのが一つの議論になっているわけですね。

それで、これは具体的に少し申し上げますが、例えば、要介護1の人がどのぐらいのサービスを利用するのかというと、サービスの利用の上限としては16万7,650円というのがサービスの利用の上限額なのです。人によって必要なサービスはいろいろ違いますが、大抵上限に近い利用をされているのは全く不思議ではありません。そのことによって自立した生活を送っておられるわけですが、それだけの利用をされたら本人の負担は1割の場合は1万6,765円となるわけなのです。対象が増やされた場合に2割負担にされたら月3万円3,530円。2倍にされたらこんな金額ですね、毎月負担できるのかという、どの程度そんな人がいるのかという

話になってくるわけなのです。そういう重大な審議が今、国の審査会の中で行われています。

それから、例えば、影響を受ける場合が多いのでいいますと、福祉用具の貸与制度が今は貸与、貸します、レンタルです。それが販売、買い取られる、こういうことが検討されているわけです。少しお聞きします。福祉用具の貸与制度を利用して、具体的にはどんなサービスを受けているのか、どんなものを借りているのか、住宅改修でどんなことが貸与制度を利用してなされているのか、適当でいいですよ。思いつく範囲でおっしゃっていただければと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険に精通しておりませんので、具体的な内容につきましてはあまりお答えすることができないですが、歩行困難による杖などは貸与でされている利用者の方がおられると聞いております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 急に聞いてすみません。もう少し時間があつたので答えていただこうと思って出てきていただきました。杖を借りている方が多いですよ。住宅改修などで手すりやスロープも1割負担、人によれば2割、3割負担で設置できるわけです。これをレンタルから買い取りに変えるというのはよくない。というのは、ご高齢の方というのは体の状態が変化する。特に悪化するスピードが速いのです。ですので、レンタルなのです。その人の状態に合わせたものをそのときに利用できるレンタルだから変えられるわけでしょう。そのことによって悪化を防ぐための貸与制度なのに、レンタルだったら高くつくわということですよ。ですので、本人の負担は高くないのよ。だけれど国が出すお金が高くなるという話です。だから、そこを引き上げたいわけですよ。だから購入させようと、こんな話まで出てきているのですよね。

あとは先ほどお答えいただいたケアマネジメントの有料化、これは介護サービスを受けるときにケアプランというのをつくってもらわね。そのときのケアマネジャーへの報酬は利用者は無料なのですが、それを有料にしてしまおうと。こんなことになったらサービスを使おうかどうか、ケアプランをそもそも立ててもらうのにお金が要ると。それなら使うことそのものをどうしようかとなりますでしょう。ですので、こういった事柄、どれもこれも負担を増やすことと利用を抑制することばかりが審議されているわけなのです。

あと要望にせざるを得ませんが、実際に答えが出るのは12月中ということになっていますから、利用者やその家族に負担が生じるという場合は国に文句を言ってほしいし、ぜひ、岬町として独自の救済策を検討していただきたい。要望して終わります。

○出口 実議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問は終了とします。

以降の一般質問は明日行うことといたします。

これにて、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日12月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

ご苦労さまでした。

( 午後 4時53分 散会 )

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年12月1日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 早 川 良

議 員 竹 原 伸 晃